



子育てグリーン住宅
支援事業

補助対象事業 A
注文住宅
の新築

住宅省エネポータル 操作説明書

交付申請等 編

2025年5月23日版

子育てグリーン住宅支援事業事務局

… ホームページ
 <https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

現在、お問い合わせ窓口は、たくさんのお電話を
いただいております、繋がりにくくなっております。

ご案内できることはホームページに記載しております。
お問い合わせが多いものは、よくあるご質問にも反映
してまいります。

まずは上記ホームページ内の **よくあるご質問** を
必ずご確認ください。

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
  **0570-022-004** 受付時間 / **9:00～17:00**
(IP電話等からのお問い合わせ先) (土・日・祝含む)
03-6629-1601

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、
対応しません。

《住宅省エネポータルの推奨環境》

OS : Windows 11 / macOS 14

ブラウザ : Microsoft Edge / Firefox / Google Chrome / Safari (いずれも最新版)

※上記環境であってもパソコン設定により、ご利用できない、正しく表示されない場合があります。

【住宅省エネポータル操作説明書 種類一覧】

住宅省エネ2025キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)および各事業のホームページから閲覧・ダウンロードできます。
また、本書の前に、『住宅省エネ2025キャンペーン 住宅省エネポータルの利用の前に』をご確認ください。

本書	操作説明書の種類		説明内容
		住宅省エネポータルの利用の前に	◆ポータルとは ◆ポータルの構成 ◆アカウントの種類 ◆アカウントの機能について
		統括アカウント編	◆住宅省エネ支援事業者の事業者登録 ◆利用者情報の登録 ◆公表情報の登録 ◆口座の登録 ◆GXへの協力表明
		GXアカウント編	◆GX建築事業者の事業者登録 ◆GXへの協力表明
		担当者アカウント編	◆ログインについて ◆利用者情報の登録 ◆統括アカウントとの連携 ◆入力した情報の検索
		ワンストップ申請編 リフォーム(戸別)	◆リフォーム(戸別)のワンストップ申請(予約を含む)
		リフォーム(一括)	◆リフォーム(一括)のワンストップ申請(予約を含む)
★ 		交付申請等編	注文住宅の新築
			新築分譲住宅の購入
			賃貸住宅の新築
			リフォーム(戸別)
			リフォーム(一括)
			◆各事業個別の交付申請(予約含む) ◆不備の訂正 ◆入力した情報の検索
		交付申請等編	リフォーム工事(戸別)
		交付申請等編	リフォーム工事(一括)
		交付申請等編	戸別申請
			一括申請
		交付申請等編	リフォーム工事タイプ リース利用タイプ

はじめに

3

ポータル操作にあたって	3
操作・入力に関する基本事項	4

第1章 TOP画面の機能と構成

7

①本事業の専用ポータル TOP画面の構成	8
②交付申請(予約を含む)の検索・再編集	10

第2章 ポータルの手続き手順・新規作成

12

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー	13
交付申請(予約を含む)の新規作成画面	14

第3章 交付申請(予約を含む)の登録

17

交付申請(予約を含む) 詳細画面	18
交付申請(予約を含む) 入力画面	20
交付申請(予約を含む) 添付書類登録画面	34
【補足】交付申請(予約を含む) 提出後の画面について	36
≪不備があった場合≫⑥不備訂正	37

第4章 完了報告 後日公開予定

第5章 その他

41

交付申請書・交付決	後日公開予定	ダウンロード
予約の有効期限について		42
変更依頼(担当者アカウント)		44
交付決定後の共同事	後日公開予定	

第6章 参考資料

50

交付申請(予約を含む) 詳細画面の管理情報について	51
-----------------------------	----

第7章 変更履歴

53

ポータル操作にあたって

住宅省エネポータルは、基本的に画面の指示に従って操作することで
交付申請(予約を含む)を作成し、提出できるように作られています。

以下の **Point** を確認し、実際に操作を行ってください。

(不明な箇所は本説明書を参照してください。必ずしも全てに目を通す必要はありません)

Point 1 画面上部のボタンにおける、必要な操作とその順番

交付申請の詳細画面の上部には、下図のボタンが並んでいます。

左から右まで順番に押し、表示される画面の指示に従ってください。

緑色 のボタンはその時に必要な操作を、**グレー** のボタンは不要な操作を表しています。

左から順にクリックして入力 → 右まで行くと申請が完了

編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出

緑のボタン(クリックできる) ⇒ 次の操作
グレーのボタン(クリックできない) ⇒ 不要な操作

編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出

Point 2 入力欄は画面の上から順番に入力

編集画面において表示された入力欄は、原則、入力が必要(*マークで表現)です。それ以前に入力した内容によって入力が不要と判断された項目は、入力できない(グレーアウト)、または表示がされません。

入力上の注意点は周辺に表示されます。

(例)

工事請負契約日 *	西暦 年 月 日	※契約工事全体の着手日以前であること ※複数受注の場合、最も工事着手日が早いものについての契約日を入力。 ※未来日は登録できません。
-----------	---	--

入力上の
注意点

Point 3 添付が必要な書類は、添付画面上部に一覧表示

提出書類の添付は、すべての入力が完了した後に行います。

入力内容に応じて必要な書類は変わりますが、書類添付画面の上部に必要な書類のみを一覧で表示しています。

なお、各書類の詳細説明(ガイド)や指定様式・書式のダウンロードページへのリンクボタンも表示されます。

(例)

添付タイプ	備考	添付	書式・書式
1. [子建て] 共同事業実施協約	・本事業実施の書式 (リフォーム申請において、既リフォーム済みの場合、別に作成が必要) ・令和4年10月1日現在において、既に作成済みの場合は、交付申請(予約)を行う時も交付決定を要しな ければなりません。	書類添付 (リフォーム)書類	書類: P2 リフォーム: P9 記入 書式: リフォーム様式・記入 書式
2. 工事請負契約書 (契約書)	・契約書に署名 ・複数受注の場合、契約ごとにファイルを分けてアップロード	書類添付 (リフォーム)書類	書類: P3-4 リフォーム: P7 ~8
15. 本人確認書類	・いずか1点 (本人は、顔写真について) ・住民票の写し(1・マイナンバーカード・印) ・運転免許証 (任意) カート、・健康保険証(2 ・マイナンバーカード(任意)マイナ ・12・保険者番号照会結果等説明、QRコードは要マスキング	書類 P19~20	
21. 気密検査結果 (報告書)	・原則、本事業に申請する際(手続)はアップロード (ガス検針書(報告書)一式(2枚)を提出) ・ガス検針については、一般ガス利用者の場合あり	書類 P5	

- 1 添付が必要な書類名称(添付タイプ)
- 2 添付する書類の注意事項
- 3 添付する書類の詳細資料へのリンクボタン
- 4 指定の様式・書式がある場合、ダウンロードページへのリンクボタン

Point 4 入力や添付のエラーは、各画面上部に一覧表示

入力内容が正しくない、添付に漏れがある場合、各画面の上部に赤字でエラーが表示されます。

エラーが表示された場合、該当箇所を修正しなければ、先に進むことができません。

(例)

エラーが発生しました。

- ・(KR20001600) 必須項目が入力または選択されていません。 | リフォームする住宅の所在地 丁目番地等
- ・(KR20001900) 2つ以上の必須工事を選択してください。 | 申請するリフォーム工事
- ・(KR10000900) 対象期間外です。(2024年11月22日以前の工事着手は不可) | 契約工事全体の着手日

エラーコード
(管理用)

エラーの内容

エラーの項目名

操作・入力に関する基本事項

以下の基本事項をご確認のうえ、ポータル操作を行ってください。

【ボタン操作(保存・画面遷移)】

入力した情報の保存や画面遷移の際にクリックするボタンは、それぞれ役割が異なります。
入力済みの情報を保存せず、破棄するボタンもあるため、役割をご理解ください。
(以下に記載のないボタンもありますが、該当ページにて説明を記載しています)

入力完了

すべての情報の入力完了後、保存する際にクリックしてください。

- ◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。(保存後は、所定の画面に遷移します)
エラーがない場合は、次の手続きに進むことができます。
エラーがある場合は、下図のように画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。
(エラーがある場合は保存されません)

エラーが発生しました。

- (KR24000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者① | 生年月日
- (KR24003500) いずれかを必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者① | 連絡先 固定／携帯

仮保存(チェックなし)

入力した情報を保存する際にクリックしてください。

- ◆入力作業の中断等、一時的に保存したい場合にご使用ください。エラーのチェックは行いません。
仮保存の状態では、手続きを進めることはできません。

入力続ける(更新)

入力しているページにて、入力済みの内容にエラーがないか、途中で確認する際にクリックしてください。

- ◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。
エラーがある場合は、画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。
(エラーがある場合は保存されません)

[詳細へ戻る](#)[🏠 TOPに戻る](#)

保存せずに所定の画面に戻る際にクリックしてください。

- ◆入力・編集した内容を保存せずに元の画面に遷移します。
前回保存した状態に戻ります。編集を取りやめたい場合等にご使用ください。

【入力欄】

入力欄・選択肢の非表示・非活性(グレーアウト)

- ◆入力した内容により、情報が不要となる項目は、入力欄や選択肢が非表示またはグレー表示となり、入力・選択できなくなります。
※必ず画面の上から順番に入力を行ってください。

例) 所有区分で[その他]以外を選択した場合、その他の入力欄は非活性

所有区分*	☒ 持家(自己居住用) ☐ 持家(別荘等) ☐ 貸家 ☐ 社宅 ☐ 借家 ☐ 買取再販 ☐ その他 ()
-------	---

【住所の入力について】

各入力欄での住所入力方法および注意事項は、基本共通です。下記手順に沿って入力してください。

Step1 【住所入力】ボタンをクリック

①【住所入力】をクリック

Step2 【住所検索】画面にて郵便番号を入力、【検索】ボタンをクリックし、検索結果に表示された候補から該当するものを選択、【確定】ボタンをクリック

②郵便番号を入力(半角数字・ハイフン無し)

③【検索】をクリック

④該当する住所を選択

⑤【確定】をクリック

《郵便番号が不明 / 私書箱を利用されている場合》

何も入力せずに【検索】ボタンをクリックし、「郵便番号を入力してください」の表示で【OK】をクリックすると、【自分で入力する】ボタンが表示されます。クリックして住所を直接入力してください。

Step3 【丁目番地等】以降を入力

⑥【丁目番地等】を入力
(全角数字・ハイフンのみ)

⑦建物が共同住宅・ビル等の場合
【建物名】【部屋番号】を必ず入力

※【丁目番地等】欄の入力例

○⇒1-1 2-3 (全角数字・ハイフン)

×⇒1丁目12番3号(半角数字・ハイフン未使用)

《該当する住所が検索結果に表示されない場合等、自身で直接入力する際の注意事項》

- ・住所は、住居表示で入力してください。
- ・【都道府県】欄は、都道府県を省略せず入力してください。(例：東京都⇒○ 東京⇒×)
- ・政令指定都市の場合、市名・区名を【市区町村】欄に入力してください。
(例：横浜市西区の場合⇒【市区町村】欄に「横浜市西区」と入力)
- ・地名(例：「千代田区霞が関」の「霞が関」)は【丁目番地等】欄に入力してください。

第1章 TOP画面の機能と構成

補助対象事業 **A**
注文住宅
の新築

【手続きの流れと本書での解説】

子育てグリーン住宅支援事業(以下、『本事業』という)の専用ポータル[TOP]画面およびその機能と構成について解説を行います。

なお、(i)の前には、必ず(b)「利用者情報の登録」および(c)「統括アカウントとの連携」を完了する必要があります。

(b)(c)については『住宅省エネ2025キャンペーン 住宅省エネポータル操作説明書 担当者アカウント編』にて解説していますので、そちらを参照ください。



① 本事業の専用ポータル TOP画面の構成

共通ポータルTOP画面から、専用ポータルの切り替えの[[専用ポータル①]子育てグリーン住宅支援事業]をクリックすると、本事業の専用ポータルの[TOP]画面に切り替わります。

【本事業の専用ポータル TOP画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

1 **【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業** 上 施工者 次郎

2 **専用ポータルの切り替え**

3 **子育てグリーン住宅支援事業のお知らせ**

4 **あなたへのお知らせ情報**

5 **メールアドレスの活用情報**

6 **● 交付申請（予約を含む）を確認する**

7 **● 新着 | 不備・訂正依頼一覧**

8 **▼ 注意事項**

9 **▼ 各種リンク**

10 **▼ 推奨ブラウザ**

各項目の詳細

本事業の専用ポータルTOP画面

1 メニューバー

- ◆ポータル利用時に常に表示されているヘッダーです。
- ◆[TOPに戻る]ボタンから[TOP]画面に遷移することができます。
- ◆[新規申請(予約含む)]ボタンから、[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請検索]ボタンから、[交付申請(予約を含む)|検索画面]に遷移することができます。
- ◆[変更依頼(子育てグリーン)]ボタンから[登録情報の変更依頼]画面に遷移することができます。

2 共通ポータル・各構成事業専用ポータルの切り替え

- ◆[共通ポータル] [[専用ポータル②]先進的窓リノベ2025事業] [[専用ポータル③]給湯省エネ2025事業] [[専用ポータル④]賃貸集合給湯省エネ2025事業] ボタンから、共通ポータルや各構成事業の専用ポータル[TOP]画面が別タブで表示されます。

※統括アカウントから参加申告をしていない構成事業のボタンは非活性となり、当該専用ポータルを表示することができません。

3 子育てグリーン住宅支援事業全体のお知らせ情報

- ◆子育てグリーン住宅支援事業事務局(以下「事務局」という)からの、ポータルの利用者に向けた本事業に関するお知らせ事項を確認できます。
- ◆メールでの通知は行われませんので、定期的に確認してください。

4 あなたへのお知らせ情報

- ◆事務局から、本アカウント利用者宛に、本事業に関する**個別**のお知らせ事項がある場合に表示します。
- ◆メール受信設定を「受信する」にしている場合、登録されているメールアドレスに同様のメールが送付されます。

5 本アカウントの利用者情報

- ◆本担当者アカウントの利用者氏名が表示されます。
- ◆審査進捗のメール受信設定状況を確認できます。
[共通ポータルから変更する]をクリックすると、共通ポータルの[本アカウントの利用者情報|詳細画面]が開き、設定を変更できます。(この設定はすべての構成事業で共通です。構成事業ごとの設定は行えません)
- ◆[補助事業ポータル関連資料]欄のURLをクリックすると、本事業ホームページの「ポータル関連資料」ページが別タブで表示されます。

6 交付申請(予約を含む)を確認する

- ◆本事業で直近に作成・編集した交付申請(予約を含む)の一部が表示されます。(未登録の場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該申請の[詳細]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請の検索・再編集]ボタンから[交付申請(予約を含む)|検索画面]に遷移し、条件を設定して過去に作成した交付申請を検索することができます。(P10～11参照)

7 新着 | 不備・訂正依頼一覧

- ◆提出した交付申請(予約を含む)に不備がある場合、事務局から訂正の依頼を受けることがあります。
- ◆不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)が新着順に一部表示されます。(依頼がない場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該交付申請(予約を含む)に遷移することができます。
- ◆**6**の[交付申請の検索・再編集]ボタンから、[検索画面]において、不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)の絞り込みを行うことができます。

8 注意事項 / 各種リンク / 推奨ブラウザ

- ◆本アカウントのパスワードは定期的に変更してください。
- ◆本事業の重要な情報は、ホームページ上で公表されます。定期的に確認してください。
- ◆推奨されないブラウザ等では、正しく動かない場合があります。

② 交付申請(予約を含む)の検索・再編集

既に登録した交付申請(予約を含む)の参照、再編集を行う場合は、TOP画面の[交付申請の検索・再編集]ボタンをクリックし、[交付申請(予約を含む)|検索]画面から、検索します。

なお、直近に登録・編集した交付申請(予約を含む)は[TOP]画面にも表示されます。

【TOP画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

直近に登録・編集した交付申請(予約を含む)が表示

メニューバーの「交付申請検索」

もしくは[交付申請(予約を含む)を確認する]の[交付申請の検索・再編集]ボタンをクリック

→【交付申請(予約を含む)|検索画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

直近に登録・編集した交付申請(予約を含む)が表示

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 検索画面

1 交付申請(予約を含む)の登録時の情報を、検索条件として設定することで絞り込みが可能

- ◆[交付申請番号]は、交付申請(予約を含む)の登録時に付番される固有の番号(K+数字9桁(Kは半角大文字))です。
なお、完全一致した場合のみ検索結果に表示されます。(Kが小文字、0が足りない場合など、検索できません)
- ◆[ステータス](交付申請ステータスともいう)とは、当該交付申請(予約を含む)の進捗の状態を示すものです。
[ステータス]ごとの状態については、P52を参照ください。
- ◆[該当する申請一覧をCSVファイルで出力]ボタンをクリックすると、設定した検索条件に合致する交付申請(予約を含む)のリストデータをCSV形式でダウンロードすることができます。

2 検索条件に合致する交付申請(予約を含む)を表示

- ◆検索条件を未設定の状態では[検索]をクリックすると、登録されているすべての交付申請(予約を含む)が表示されます。

※検索結果に表示されない場合

交付申請(予約を含む)の[入力]画面において、正しく[仮保存(チェックなし)]または[入力完了]ボタンをクリックされず、保存されていない可能性があります。再度登録を行い、正しく保存を行ってください。
(登録後、登録データが消えることはありません)



子育てグリーン住宅
支援事業

第2章

ポータルの手続き手順 ・新規作成

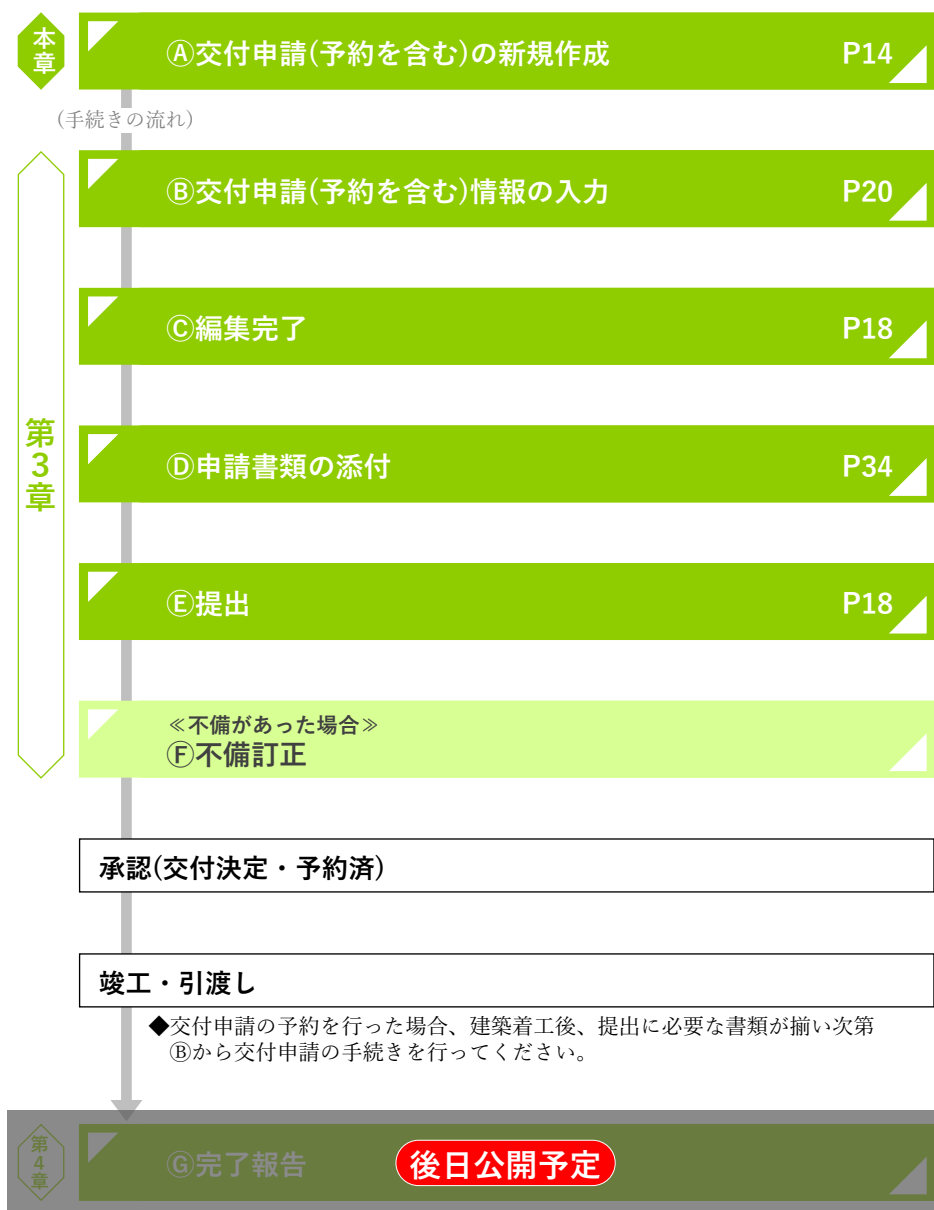
補助対象事業 A
注文住宅
の新築

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー

交付申請(予約を含む)は、以下の手順で手続きを行います。

※交付申請は、当該建物の基礎工事の完了後に行うことができます。

※交付申請の予約は、予約に必要な書類が揃い次第、行うことができます。



交付申請(予約を含む)の新規作成画面

交付申請(予約を含む)の新規作成は[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面で行います。

メニューバーにある[新規申請(予約を含む)]ボタンをクリックしてください。
[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面が表示されます。

【交付申請(予約を含む)の新規作成画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

省エネ 次郎

[TOPに](#) [新規申請 \(予約を含む\)](#) [交付申請検索](#) [変更依頼 \(子育てグリーン\)](#)

交付申請 (予約を含む) の新規作成

TOPに戻る

● 交付申請 (予約を含む) を作成する

■ 交付申請について

本事業の交付申請の提出は、
・「リフォーム」は、契約に含まれる工事の完了、引渡し後
・「新築」は、基礎工事の完了以降
に行います。

提出後、交付申請の申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「交付決定」については、予算が確保されます。
(交付申請の申請ステータスが「作成中」「編集完了」「受付却下」「申請取下」「誤申請」については、予算が確保されません。)

□ 交付申請の予約について

本事業の交付申請の予約の提出は、
・「リフォーム」は、契約に含まれる最も早い工事（補助対象外の工事を含む）の着手以降
・「新築」は、交付申請の予約に必要な書類の全てを入手した以降（建築着手前でも可）
に行います。

提出後、申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「予約満了」については、予算が確保されます。
(予約の申請ステータスが「作成中」「編集完了」「受付却下」「申請取下」「誤申請」については、予算が確保されません。)
また、予約の承認後、予約期限内に交付申請を提出することで、引き続き予算は確保されます。
(予約期限が超過し「受付却下」された場合であっても、交付申請の受付期間内であれば、改めて交付申請及び予約の提出を行うことができます。)

□ 口座の登録について

交付申請 (予約を含む) の提出には、予め統括アカウントにより登録された口座が、事務局の審査により承認されている必要があります。
(口座の登録については、統括アカウントの利用者にご確認ください。)

● リフォームの交付申請 (予約を含む) の作成

申請タイプ	戸別申請	一括申請
交付申請 (予約を含む)	1 リフォーム (戸別) ひとつの住宅 (住戸) に行ったリフォームを申請する場合	2 リフォーム (一括) 同一住棟内の複数の住戸に行ったリフォームをまとめて申請する場合 ※2つ以上の必須工事を行った住戸のみをまとめて申請できます。 ※複数住棟を一つの契約で締結する場合も、住棟単位で申請してください。

● 新築の交付申請 (予約を含む) の作成

対象住宅が共同住宅 (賃貸を含む) であっても、申請タイプに関わらず、交付申請 (予約を含む) は、住戸毎に (戸別申請) を行います。
なお、共同住宅の場合は、交付申請の前に「建物登録」を行い、当該共同住宅が本事業の要件を満たすこと等の確認を受ける必要があります。

申請タイプ	注文住宅の新築	新築分譲住宅の購入	賃貸住宅の新築
交付申請 (予約を含む)	3 注文住宅の新築	4 新築分譲住宅の購入	5 賃貸住宅の新築
条件付き 交付申請※ (予約を含む)	なし	6 【条件付き】 新築分譲住宅の購入	なし

※「条件付き交付申請」とは、所定の期限までに分譲住宅を販売 (契約) し、購入者が入居することを条件に、販売事業者が単独で行う交付申請です。
一定の実績を有する分譲住宅の販売事業者が、その実績に応じた上限の範囲内で利用できます。詳しくは、こちら

● 新築 | 共同住宅の建物登録

共同住宅の分譲住宅または賃貸住宅の交付申請 (予約、条件付きを含む、以下同じ。) にあたっては、予め当該共同住宅の登録を行う必要があります。
なお、登録した建物は、事務局の審査により要件を満たすことを確認した後、当該共同住宅の交付申請の作成時に参照できるようになります。

申請タイプ	注文住宅の新築	新築分譲住宅の購入	賃貸住宅の新築
交付申請 (予約を含む)	なし	7 分譲共同住宅の建物登録	8 賃貸共同住宅の建物登録
条件付き 交付申請 (予約を含む)	なし	通常の交付申請と共通です。 上のボタンから登録を行ってください。	なし

※重要※ 建物登録における注意事項

- 共同住宅を複数の販売事業者で分譲する場合、自社が取り扱う住戸について、建物登録を行ってください。
(他の事業者が、同じ共同住宅の建物登録を行っても構いません。)
- 賃貸併用住宅の建物登録を行う場合、オーナー住戸や非賃貸住戸を含めることはできません。
また、オーナー住戸の申請にあたっては、建物登録は不要です。注文住宅の新築として交付申請を行ってください。
(住戸と建物全体について、それぞれ省エネ性能を確認できる書類の提出が必要になります。)
- 2住戸に相当する二世帯注文住宅は共同住宅に該当しますが、建物登録は不要です。
それぞれの住戸について、注文住宅の新築として交付申請を行ってください。
(各住戸と建物全体について、それぞれ省エネ性能を確認できる書類の提出が必要になります。)
- 建物登録はスケジュールに余裕をもって行ってください。
共同住宅における交付申請は、建物登録の審査完了まで行うことができず、当該審査には一定の時間を要します
建物登録が完了しないことにより生じる補助事業者と共同事業者の損害等について、事務局及び国は一切の責任を負いません。

TOPに戻る

14

	ボタン名称	概要と参照するマニュアル
1	リフォーム(戸別)	補助対象事業[リフォーム(戸別)]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 リフォーム(戸別)』で解説します。
2	リフォーム(一括)	補助対象事業[リフォーム(一括)]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 リフォーム(一括)』で解説します。
3	注文住宅の新築	補助対象事業[注文住宅の新築]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 本書で解説します。(P18～39参照)
4	新築分譲住宅の購入	補助対象事業[新築分譲住宅の購入]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入』で解説します。
5	賃貸住宅の新築	補助対象事業[賃貸住宅の新築]の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 賃貸住宅の新築』で解説します。
6	【条件付き】 新築分譲住宅の購入	補助対象事業[新築分譲住宅の購入]の条件付き交付申請*1の新規作成を行います。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入』で解説します。
7	《新築分譲住宅の購入》 共同住宅等の建物登録	補助対象事業[新築分譲住宅の購入]における共同住宅等の新規登録*2を行います。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 新築分譲住宅の購入』で解説します。
8	《賃貸住宅の新築》 共同住宅等の建物登録	補助対象事業[賃貸住宅の新築]における共同住宅等の新規登録*2を行います。 『住宅省エネポータル 操作説明書 交付申請等編 賃貸住宅の新築』で解説します。

*1 条件付き交付申請とは、販売事業者が未成約の分譲住宅(戸建および共同住宅)を完了報告までに成約することを条件として行う交付申請です。

*2 補助対象事業[新築分譲住宅の購入][賃貸住宅の新築]において、共同住宅等の住戸(二世帯住宅、マンション、長屋等)を交付申請(予約を含む)する場合、予め共同住宅等の建物について登録が必要です。

第3章 交付申請(予約を含む) の登録

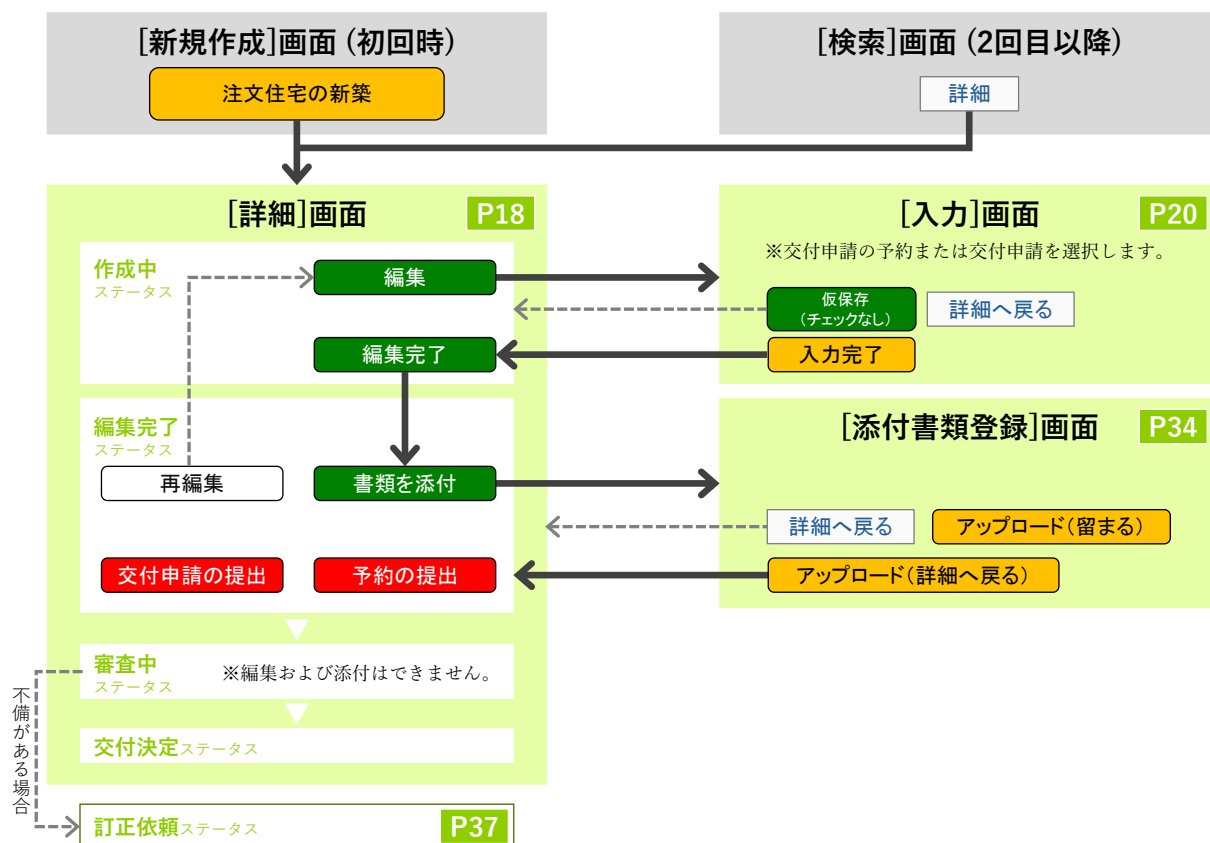
補助対象事業 A
注文住宅
の新築

【登録における画面構成と手続きのイメージ】

注文住宅の新築の交付申請(予約を含む)は、以下の3つの画面で構成されます。

- ◆[詳細]画面 : [入力]画面や[添付書類登録]画面で登録した情報を確認し、編集完了・提出等、ステータスの変更を行う画面です。
- ◆[入力]画面 : 交付申請(予約を含む)の情報を入力、保存する画面です。
- ◆[添付書類登録]画面 : 申請書類をアップロードする画面です。

登録手続き全体のフローは以下のとおりです。



交付申請(予約を含む) | 詳細画面

①交付申請(予約を含む)の新規作成／③編集完了／⑤提出

新規作成を行うと「交付申請番号」が付番された[詳細]画面に遷移します。
(以降、検索からも表示することができます)

[詳細]画面は、交付申請(予約を含む)の登録状況を確認できる画面です。

ここでは、**編集完了**や**交付申請の提出・予約の提出**といった、当該交付申請(予約を含む)の[交付申請ステータス]を進めることができます。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面(交付申請ステータス[作成中])のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

1

2

3

4

5

6

1

2

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません。

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

編集 編集完了 前向き 予約の提出 交付申請の提出

交付申請(予約を含む) | 詳細画面

注文住宅の新築

下のボタンの左から右に順番に手続きを進めることで、交付申請(予約を含む)を作成できます。

提出書類の添付(アップロード)は、全ての必要情報を入力し【編集完了】後に行います。
(入力内容により、添付が必要な書類が指定されます。)

全ての書類の添付後に、【予約の提出】または【交付申請の提出】を行うことができます。

書き完了または不備訂正依頼時には、登録されているメールアドレスに通知されます。
(通知設定を「受け取る」に設定している場合に限りです。)

管理情報

作成日

2025/05/15

最終更新日

2025/05/15

交付申請番号

K000000000
※現在、この申請の予算は確保されていません。
(交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)

補助事業

注文住宅の新築

共同事業者(氏)

共同事業者(名)

交付申請ステータス

作成中

最終ステータス遷移日

2025/05/15

交付申請提出日

交付申請額(予約を含む)

0

交付決定日

完了報告期限

交付確定日

交付確定額

予約提出日

予約期限

不備訂正依頼日

不備訂正期限

※不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。

事業者ID(統括アカウント)

000000000

法人名(番号)

〇〇株式会社

(1) 補助事業の概要

補助事業

注文住宅の新築

申請区分

交付申請の予約

交付申請

共同事業者の世帯区分

子育て世帯に該当

若者夫婦世帯に該当

いずれにも該当しない(一般世帯)

建物種別

戸建住宅

共同住宅

・支店コード

・支店名

・資金種別

普通

当座

貯蓄

その他

・口座番号

補助金の還元方法

補助事業に係る契約代金に充当する方法

現金で支払う方法

※添付書類の削除は、【編集完了】ボタンを押下後の詳細画面で行えます。ただし一度提出した書類の削除は行えません。

※添付書類の削除は、【編集完了】ボタンを押下後の詳細画面で行えます。ただし一度提出した書類の削除は行えません。

※不備内容

事務局から不備の訂正依頼を受けた場合、以下に不備内容が表示されます。
内容を確認の上、不備訂正期限までに訂正を行ってください。
交付申請の予約については、管理情報に表示されている「予約期限」までに交付申請の提出がされない場合、失効し受付却下となります。ただし、失効した場合も、申請期限内であれば改めて交付申請(予約を含む)を行うことができます。
※不備訂正期限によらず予約期限を超過した場合、受付却下となりますのでご注意ください。

<本申請の不備内容に関するお問い合わせ先>

子育てグリーン住宅支援事業・申請受付係 【03-6386-7329(平日9時~17時)】

No

不備内容

不備訂正方法

別画面で表示する

※別画面(タブ)で開きます。(過去の不備履歴も確認できます。)

事務局からの連絡事項

当該申請に関して連絡事項がある場合のみ事務局が入力を行います。

編集 編集完了 前向き 予約の提出 交付申請の提出

2

18

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1 登録手続きを進めるためのボタン

◆手続きの進捗に応じて、以下の通り表示が変わります。(グレーのボタンは押せません)

	編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出
①	◆交付申請(予約を含む)情報の登録が必要な状態です。 ◆[編集]ボタンから、[入力]画面に遷移して必要項目を入力し、[入力完了]ボタンをクリックしてください。 ◆入力後、内容が正しいことを確認し、[編集完了]ボタンをクリックしてください。
②	編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 ◆編集完了を行い、申請書類の添付が必要な状態です。 ◆[書類を添付]ボタンから、[添付書類登録]画面に遷移して、必要な書類を添付してください。 ※再度登録情報の編集が必要な場合、[再編集]ボタンをクリックすることで、①の状態に戻すことができます。
③	＜交付申請の場合＞ 編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 ＜交付申請の予約の場合＞ 編集 ⇒ 再編集 ⇒ 書類を添付 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 ◆申請書類が添付された状態です。 ◆正しく書類を添付した後、[交付申請の提出]ボタンまたは[予約の提出]ボタンをクリックしてください。 ※必要な書類のすべてが添付されていない場合、画面上部にエラーが表示されます。

◆③の交付申請(予約を含む)の提出後、**却下依頼** ボタンが表示されます。

提出後に誤りに気が付いた場合等、事務局の審査を中断したい場合にクリックしてください。

[受付却下]のステータスとなり、編集が可能になります。

([受付却下]のステータスでは、補助金相当額の予算は確保されません)

2 不要な交付申請(予約を含む)の交付申請ステータスを[誤申請]に変更

◆[誤申請]後も検索画面から確認できます。

◆交付申請ステータスの状態については、P52を参照ください。

管理情報

3 交付申請(予約を含む)の概要や申請状況等を表示

◆管理情報に表示される各項目の詳細はP51を参照ください。

◆交付申請ステータスの状態については、P52を参照ください。

(1)補助事業の概要～(7)補助金等の情報

4 交付申請(予約を含む)情報の入力 で入力した内容を表示(P20～33参照)

◆添付書類の情報◆

5 申請書類の添付 でアップロードしたファイルを表示(P34～35参照)

◆備考欄の編集や、誤ってアップロードした書類の削除ができます。

◆不備内容◆

＜当該交付申請(予約を含む)に不備がある場合のみ＞

6 当該交付申請(予約を含む)の不備内容・訂正方法を表示

交付申請(予約を含む) | 入力画面

③ 交付申請(予約を含む)情報の入力

交付申請(予約を含む)情報の入力は[交付申請(予約を含む) | 入力]画面で行います。

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ①】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

トップに戻る

新規申請（予約を含む）

交付申請検索

変更依頼（子育てグリーン）

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

施工本部

注文住宅の新築

注文住宅の新築

1

郵便年（チェックなし）

入力完了

戻る

必ず上から順番に入力してください。（登録された情報により、入力する内容が変わります。）

（1）補助事業の概要

2

補助事業

※ 注文住宅の新築 ※編集できません。間違えて作成した場合、上部のメニューバー【新規申請（予約を含む）】からやり直してください。

3

申請区分

☐ 交付申請の予約

☒ 交付申請

※竣工後、必要書類が全て揃った後に行います。

※基礎工事の完了、もしくは一定の出来高の工事完了後、必要書類が全て揃った後に行います。

4

共同事業者の世帯区分

☐ 子育て世帯に該当

☐ 若者夫婦世帯に該当

☐ いずれにも該当しない（一般世帯）

※GX志向型住宅のみ、補助対象になります。

5

建物種別

☐ 戸建住宅

☐ 共同住宅

※1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)

※2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)

※注文住宅は、共同住宅であっても「共同住宅の登録」申請を行う必要はありません。
(賃貸併用の場合、賃貸部分については登録が必要です。)

6

住宅の性能

☐ GX志向型住宅（補助額：160万円/戸）※

☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）

☐ ZEH水準住宅（補助額：40万円/戸）

※GX志向型住宅を申請する際は、貴社（建築事業者）がGXへの協力表明を行っている必要があります。
(GXへの協力表明は、一括がカウントから行ってください)

7

分譲発注の有無

☐ 複数の事業者がそれぞれ工事を請け負って住宅を建築することを「分譲発注」といいます。
分譲発注で住宅を建築する場合、構造耐力上主要な部分を請け負った中で、もっとも受注額が大きい事業者が代表して申請手続きを行ってください。
なお、建築する住宅がGX志向型住宅である場合、当該代表事業者が「GXへの協力表明」をしている場合に限り、補助対象になります。

☐ 分譲発注に該当しない（自社の契約のみ）

☐ 分譲発注に該当する

8

入力を続ける（戻る）

ここまで入力が入りしゆチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

※は必ず入力してください。

（2）補助対象住宅（建築または販売する新築住宅）の情報

新築住宅の所在地

契約書に記載された工事場所、住宅の所在地等と一致すること。

〒

住所入力

都道府県

市区町村

丁目番地等

建物名

郵便番号

☐ 建物名・郵便番号がない場合、チェックしてください（入力不要になります）

新築住宅の位置情報

緯度

経度

地図から指定する

新築住宅の所在地を入力(変更)した際には、「地図から指定する」を押下し、位置情報を確認ください

立地等の制限

該当する項目にすべてチェックをいれてください。（必ず建築士が自治体に確認を行ってください。【※】に一つでも該当する場合、建築士を除き補助対象になりません）

☐ 【Q】①いずれにも該当しない

☐ 【※】②「都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による報告に違反した旨」の公表がされている

☐ 【※】③「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」に立地する

☐ 【※】④「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域または洪水想定区域（洪水想定区域又は高潮洪水想定区域における洪水想定高さ3m以上の区域）（イエローゾーン）」に立地する

☐ 【※】⑤「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する

※②に該当する場合、補助対象になりません。③～⑤に該当する場合、建築士のみ補助対象になります。

工事請負開始日

西暦

年

月

日

建築着工日

西暦

年

月

日

※概切り工事を開始した日

対象工事の着手日

西暦

年

月

日

※基礎の完成後、最初に行う工事の着手日
※2024年11月22日以降

引渡日（予定）

西暦

年

月

日

確認申請の有無

☐ あり

☐ なし（不要な地域に立地）

！ 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、**一部の項目が予約時から変更できません。**
(変更できない項目は各詳細で、「**予→交 変更不可**」を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面①

1 登録手続きを進めるためのボタン

- ◆[仮保存(チェックなし)]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行わず、入力した内容を保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。
- ◆[入力完了]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行ってから保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。エラーがある場合、下図のように画面上部に内容が表示され、保存されません。

エラーが発生しました。

- (KR24000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者① | 生年月日
- (KR24003500) いずれかを必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者① | 連絡先 固定／携帯

(1) 補助事業の概要

2 交付申請を行う補助対象事業を確認

- ◆**交付申請(予約を含む)の新規作成(P14)**で選択した補助対象事業が選択されています。編集はできませんので、補助対象事業を誤って作成した場合は、**交付申請(予約を含む)の新規作成**からやり直してください。

3 申請する手続きに該当するものを選択

- ◆交付申請の予約は、予約に必要な申請書類がすべて揃い次第行うことができます。
- ◆予約の有効期間は、**予約の提出**から3ヶ月間または2025年12月31日のいずれか早い日です。
- ◆交付申請は基礎工事の完了後、申請書類がすべて揃い次第行うことができます。

4 予⇒交 変更不可 共同事業者の世帯区分について該当するものを選択

- ◆[いずれにも該当しない(一般世帯)]を選択した場合、GX志向型住宅のみ補助対象となります。

5 予⇒交 変更不可 交付申請する住宅が該当するものを選択

- ◆2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋含む)は[共同住宅]を選択してください。
- ◆注文住宅は、共同住宅であっても「共同住宅の登録」申請を行う必要はありません。(賃貸併用の場合、賃貸部分については登録が必要です)

6 予⇒交 変更不可 交付申請する住宅の性能について該当するものを選択

- ◆GX志向型住宅を交付申請するには、建築事業者(グリーン住宅支援事業者)がGXへの協力表明を行っている必要があります。GXへの協力表明は統括アカウントより行ってください。

7 予⇒交 変更不可 分離発注で住宅を建築する場合に選択

- ◆分離発注とは、住宅の建築主が「貴社以外の事業者」にも工事を発注し、住宅を建築することをいいます。分離発注を行った場合は、構造耐力上主要な部分を施工する任意の事業者が代表して交付申請(予約を含む)を行います。

8 3 ~ 7 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

分譲売上の種類 *

☐ 分譲売上に該当しない(自社の契約のみ)

☐ 分譲売上に該当する

入力を確認する(印刷) ※ここまで入力がないとチェックできません。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

*は必ず入力してください。

(2) 補助対象住宅(建設または販売する新築住宅)の情報

9 新築住宅の所在地 *

契約書に記載された工事場所、住宅の所在地等と一致すること。

〒 住所入力

都道府県 市区町村

丁目番地等

建物名

郵便番号

☐ 建物名・郵便番号がない場合、チェックしてください(入力不要になります)

10 新築住宅の位置情報 *

緯度 経度 地図から確定する

新築住宅の所在地を入力(変更)した際には、「地図から指定する」を押下し、位置情報を確認ください

11 立地等の制限 *

該当する項目にすべてチェックをいってください。(必ず建築士が自治体に確認を行ってください。【×】に一つでも該当する場合、建築士を除き補助対象になりません)

☐ 【○】 いずれにも該当しない

☐ 【×】 ②「都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による報告に従った旨」の公表がされている

☐ 【×】 ③「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」に立地する

☐ 【×】 ④「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」かつ「土砂災害警戒区域または洪水想定区域又は高潮想定区域における洪水想定高さ3m以上の区域」(イエローゾーン)に立地する

☐ 【×】 ⑤「災害危険区域(地盤陥没・地盤沈下・地盤崩壊等による区域に属する)」に立地する

※②に該当する場合、補助対象になりません。③～⑤に該当する場合、建築士のみ補助対象になります。

工事請負契約日 * 西暦 年 月 日

<新築住宅の位置情報 入力画面>

対象住宅の住所
〒100-0013
東京都千代田区霞が関

ピンの位置情報
緯度: 35.6742586
経度: 139.751153

更新

a 最初の位置に移動 b ピンの位置に移動

2 この場所を登録する

3 登録せずに終了

d 災害情報 凡例

立地等の除外要件	判定 (○:該当、×:非該当)
土砂災害特別警戒区域	×
土砂災害警戒区域	×
洪水浸水想定区域	×
高潮浸水想定区域	×

※災害危険区域、市街化調整区域は、本機能では表示されません。

※本機能は、立地等の除外要件の判定を補助するものです。

※申請にあたっては、建築士が自治体等に問い合わせを行い、該当の有無を確認してください。

! 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。

(変更できない項目は各詳細で、予⇒交 変更不可 を表示しています。

当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面②

(2) 補助対象住宅(建築または販売する住宅)の情報

9 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の所在地を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』等に記載された工事場所・住宅の所在地と一致している必要があります。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。
- ◆共同住宅(二世帯住宅、マンション、長屋等)で建物名・部屋番号がない場合は、[部屋番号]欄の下の□にチェックしてください。(建物名・部屋番号は入力不要になります。)

※[部屋番号]欄に複数の部屋番号を入力することはできません。(例：101.102.103⇒×)

10 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の位置情報を[地図から指定する]ボタンをクリックして、入力

- ◆ 9 が入力されていない状態で、[地図から指定する]ボタンを押しても、地図画面に遷移しません。

<新築住宅の位置情報の入力>

1 赤いピンを補助対象住宅の位置に置く

- ◆地図を開いた際、赤いピンは 9 で入力した住所に基づいて地図上に置かれています。
- ◆地図上をドラッグしながら動かすと、地図を移動させることができます。
- ◆地図に置かれた赤いピンの位置がずれている場合は、地図上の正しい位置でクリックし、赤いピンを移動してください。

2 赤いピンが置かれた位置で登録する場合はクリック

- ◆クリック後、入力画面に戻り、[新築住宅の位置情報]欄に値が入力されます。

3 赤いピンが置かれた位置を保存せずに入力画面に戻る場合はクリック

a 地図を開いた最初に赤いピンが置かれていた位置へ戻す場合はクリック

b 赤いピンが置かれた位置へ移動(地図画面の中心に配置)する場合はクリック

c 地図上の各区域の表示・非表示を行う場合は該当するボタンをクリック

- ◆地図上には[洪水浸水想定区域(想定最大規模)][高潮浸水想定区域][土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊][土砂災害警戒区域 地すべり][土砂災害警戒区域 土石流]を表示することができます。
- ◆地図画面を開いた際は、すべての区域が表示されています。

d 赤いピンを置いた位置の災害情報、および各区域の表示の凡例を確認

- ◆赤いピンを置いた位置について、各区域の範囲内外を確認することができます。
- ◆地図上に表示されている各区域の凡例を確認することができます。

11 予⇒交 変更不可 立地等の制限について該当するものをチェック

- ◆新築住宅の立地については必ず建築士が自治体に確認を行い、その内容に沿ってチェックしてください。
- ◆②にチェックした場合、当該新築住宅は補助対象となりません。
- ◆③～⑤にチェックした場合、建替を伴う住宅の新築のみ補助対象となります。

※続く

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

《 4 で[戸建住宅]を選択した場合》

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

	☐ 【4】 ④「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域または浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域）（イエローゾーン）」に立地する ☐ 【5】 ⑤「災害危険区域（急傾斜地崩落危険区域または地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する ※②に該当する場合、補助対象になりません。③～⑤に該当する場合、建物のみ補助対象になります。																																														
12	工事結算契約日・ 西暦 年 月 日																																														
13	建築着工日・ 西暦 年 月 日 ※根切り工事の開始した日																																														
14	対象工事の着手日・ 西暦 年 月 日 ※基礎の完成後、最初に行う工事の着手日 ※2024年11月22日以降																																														
15	引渡日（予定）・ 西暦 年 月 日																																														
16	<table><tr><td>建築確認申請等・</td><td><table><tr><td>確認申請の有無</td><td>☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）</td><td></td></tr><tr><td>都市計画区域等</td><td>☐ 市街化調整区域 ☐ その他</td><td>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</td></tr><tr><td>高度地区</td><td>☐ 該当する ☐ 該当しない（記載なし）</td><td>※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。</td></tr><tr><td>敷地面積の合計</td><td> m²</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。</td></tr><tr><td>用途地域等</td><td>☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。</td></tr><tr><td>工事種別</td><td>☐ 新築 ☐ 増築・改築</td><td>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</td></tr><tr><td>建物の階数</td><td>① 階数 階</td><td>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。</td></tr><tr><td>住戸の床面積・</td><td> m²</td><td>※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、九】に記載があります。</td></tr></table></td></tr><tr><td>17</td><td><table><tr><td>省エネ性能等・</td><td><table><tr><td>☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する</td><td></td></tr><tr><td>☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）</td><td></td></tr><tr><td>☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）</td><td></td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>建築工事の進捗・</td><td><table><tr><td>☐ ①基礎工事が完了している</td><td></td></tr><tr><td>☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である</td><td></td></tr></table> ※ ①は必須。基礎工事が完了している、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。（完了報告の提出でも可） なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付をうけることはできません。 </td></tr><tr><td>古家除却の有無</td><td>☒ 古家の除却あり</td><td></td></tr></table></td></tr></table>	建築確認申請等・	<table><tr><td>確認申請の有無</td><td>☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）</td><td></td></tr><tr><td>都市計画区域等</td><td>☐ 市街化調整区域 ☐ その他</td><td>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</td></tr><tr><td>高度地区</td><td>☐ 該当する ☐ 該当しない（記載なし）</td><td>※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。</td></tr><tr><td>敷地面積の合計</td><td> m²</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。</td></tr><tr><td>用途地域等</td><td>☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。</td></tr><tr><td>工事種別</td><td>☐ 新築 ☐ 増築・改築</td><td>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</td></tr><tr><td>建物の階数</td><td>① 階数 階</td><td>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。</td></tr><tr><td>住戸の床面積・</td><td> m²</td><td>※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、九】に記載があります。</td></tr></table>	確認申請の有無	☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）		都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。	高度地区	☐ 該当する ☐ 該当しない（記載なし）	※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。	敷地面積の合計	m ²	※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。	用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。	建物の階数	① 階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。	住戸の床面積・	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、九】に記載があります。	17	<table><tr><td>省エネ性能等・</td><td><table><tr><td>☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する</td><td></td></tr><tr><td>☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）</td><td></td></tr><tr><td>☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）</td><td></td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>建築工事の進捗・</td><td><table><tr><td>☐ ①基礎工事が完了している</td><td></td></tr><tr><td>☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である</td><td></td></tr></table> ※ ①は必須。基礎工事が完了している、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。（完了報告の提出でも可） なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付をうけることはできません。 </td></tr><tr><td>古家除却の有無</td><td>☒ 古家の除却あり</td><td></td></tr></table>	省エネ性能等・	<table><tr><td>☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する</td><td></td></tr><tr><td>☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）</td><td></td></tr><tr><td>☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）</td><td></td></tr></table>	☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する		☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）		☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）			建築工事の進捗・	<table><tr><td>☐ ①基礎工事が完了している</td><td></td></tr><tr><td>☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である</td><td></td></tr></table> ※ ①は必須。基礎工事が完了している、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。（完了報告の提出でも可） なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付をうけることはできません。	☐ ①基礎工事が完了している		☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である		古家除却の有無	☒ 古家の除却あり	
建築確認申請等・	<table><tr><td>確認申請の有無</td><td>☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）</td><td></td></tr><tr><td>都市計画区域等</td><td>☐ 市街化調整区域 ☐ その他</td><td>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</td></tr><tr><td>高度地区</td><td>☐ 該当する ☐ 該当しない（記載なし）</td><td>※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。</td></tr><tr><td>敷地面積の合計</td><td> m²</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。</td></tr><tr><td>用途地域等</td><td>☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。</td></tr><tr><td>工事種別</td><td>☐ 新築 ☐ 増築・改築</td><td>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</td></tr><tr><td>建物の階数</td><td>① 階数 階</td><td>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。</td></tr><tr><td>住戸の床面積・</td><td> m²</td><td>※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、九】に記載があります。</td></tr></table>	確認申請の有無	☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）		都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。	高度地区	☐ 該当する ☐ 該当しない（記載なし）	※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。	敷地面積の合計	m ²	※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。	用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。	建物の階数	① 階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。	住戸の床面積・	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、九】に記載があります。																						
確認申請の有無	☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）																																														
都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。																																													
高度地区	☐ 該当する ☐ 該当しない（記載なし）	※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。																																													
敷地面積の合計	m ²	※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。																																													
用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。																																													
工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。																																													
建物の階数	① 階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。																																													
住戸の床面積・	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、九】に記載があります。																																													
17	<table><tr><td>省エネ性能等・</td><td><table><tr><td>☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する</td><td></td></tr><tr><td>☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）</td><td></td></tr><tr><td>☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）</td><td></td></tr></table></td><td></td></tr><tr><td>建築工事の進捗・</td><td><table><tr><td>☐ ①基礎工事が完了している</td><td></td></tr><tr><td>☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である</td><td></td></tr></table> ※ ①は必須。基礎工事が完了している、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。（完了報告の提出でも可） なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付をうけることはできません。 </td></tr><tr><td>古家除却の有無</td><td>☒ 古家の除却あり</td><td></td></tr></table>	省エネ性能等・	<table><tr><td>☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する</td><td></td></tr><tr><td>☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）</td><td></td></tr><tr><td>☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）</td><td></td></tr></table>	☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する		☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）		☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）			建築工事の進捗・	<table><tr><td>☐ ①基礎工事が完了している</td><td></td></tr><tr><td>☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である</td><td></td></tr></table> ※ ①は必須。基礎工事が完了している、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。（完了報告の提出でも可） なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付をうけることはできません。	☐ ①基礎工事が完了している		☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である		古家除却の有無	☒ 古家の除却あり																													
省エネ性能等・	<table><tr><td>☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する</td><td></td></tr><tr><td>☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）</td><td></td></tr><tr><td>☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）</td><td></td></tr></table>	☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する		☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）		☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）																																									
☒ GX仕様住宅（補助額：160万円/戸）※1 ☐ a) b) c)のいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 寒冷地に該当する（1地域または2地域） ☐ 低日射地域に該当する（年間日射区分A1またはA2の地域） ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす（該当するすべてをチェックしてください） ☐ 多雪地域に立地する（年間積雪量1.0m以上の地域） ☐ 都市部狭小地等に立地する																																															
☐ 長期優良住宅（補助額：80万円/戸）																																															
☐ ZEH+水事住宅（補助額：40万円/戸）																																															
建築工事の進捗・	<table><tr><td>☐ ①基礎工事が完了している</td><td></td></tr><tr><td>☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である</td><td></td></tr></table> ※ ①は必須。基礎工事が完了している、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。（完了報告の提出でも可） なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付をうけることはできません。	☐ ①基礎工事が完了している		☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である																																											
☐ ①基礎工事が完了している																																															
☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額（古家の除却に伴う加算を除く）以上である																																															
古家除却の有無	☒ 古家の除却あり																																														

《 4 で[共同住宅等]を選択した場合》

16	<table><tr><td>建築確認申請等・</td><td><table><tr><td>確認申請の有無</td><td>☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）</td><td></td></tr><tr><td>都市計画区域等</td><td>☐ 市街化調整区域 ☐ その他</td><td>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</td></tr><tr><td>用途地域等</td><td>☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。</td></tr><tr><td>工事種別</td><td>☐ 新築 ☐ 増築・改築</td><td>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</td></tr><tr><td>建物の階数</td><td>① 階数 階 ② GX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ ①の内、住宅用途を過半を占める階の階数 階</td><td>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。 ※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくは こちら。</td></tr><tr><td>住戸の床面積・</td><td> m²</td><td>※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※共同住宅は、申請する住戸の床面積を申告してください。（完了報告時に不動産登記により確認します）</td></tr></table></td><td></td></tr></table>	建築確認申請等・	<table><tr><td>確認申請の有無</td><td>☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）</td><td></td></tr><tr><td>都市計画区域等</td><td>☐ 市街化調整区域 ☐ その他</td><td>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</td></tr><tr><td>用途地域等</td><td>☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。</td></tr><tr><td>工事種別</td><td>☐ 新築 ☐ 増築・改築</td><td>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</td></tr><tr><td>建物の階数</td><td>① 階数 階 ② GX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ ①の内、住宅用途を過半を占める階の階数 階</td><td>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。 ※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくは こちら。</td></tr><tr><td>住戸の床面積・</td><td> m²</td><td>※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※共同住宅は、申請する住戸の床面積を申告してください。（完了報告時に不動産登記により確認します）</td></tr></table>	確認申請の有無	☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）		都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。	用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。	建物の階数	① 階数 階 ② GX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ ①の内、住宅用途を過半を占める階の階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。 ※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくは こちら 。	住戸の床面積・	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※共同住宅は、申請する住戸の床面積を申告してください。（完了報告時に不動産登記により確認します）	
建築確認申請等・	<table><tr><td>確認申請の有無</td><td>☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）</td><td></td></tr><tr><td>都市計画区域等</td><td>☐ 市街化調整区域 ☐ その他</td><td>※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。</td></tr><tr><td>用途地域等</td><td>☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域</td><td>※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。</td></tr><tr><td>工事種別</td><td>☐ 新築 ☐ 増築・改築</td><td>※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。</td></tr><tr><td>建物の階数</td><td>① 階数 階 ② GX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ ①の内、住宅用途を過半を占める階の階数 階</td><td>※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。 ※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくは こちら。</td></tr><tr><td>住戸の床面積・</td><td> m²</td><td>※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※共同住宅は、申請する住戸の床面積を申告してください。（完了報告時に不動産登記により確認します）</td></tr></table>	確認申請の有無	☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）		都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。	用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。	建物の階数	① 階数 階 ② GX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ ①の内、住宅用途を過半を占める階の階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。 ※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくは こちら 。	住戸の床面積・	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※共同住宅は、申請する住戸の床面積を申告してください。（完了報告時に不動産登記により確認します）			
確認申請の有無	☐ あり ☐ なし（不要な地域に立地）																					
都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。																				
用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。																				
工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。																				
建物の階数	① 階数 階 ② GX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ ①の内、住宅用途を過半を占める階の階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。 ※建築確認申請書、第五面をすべて添付すること。 ※GX志向型住宅は、当該階数に応じて求められる省エネ性能が異なります。詳しくは こちら 。																				
住戸の床面積・	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※共同住宅は、申請する住戸の床面積を申告してください。（完了報告時に不動産登記により確認します）																				

! 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。

（変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。

当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください）

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面③

(2) 補助対象住宅(建築または販売する住宅)の情報 ※続き

12 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の工事請負契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆原契約の工事請負契約日を入力してください。
- ◆建築着工までに工事請負契約が締結されているものが補助対象です。
- ◆契約前の登録はできません。(未来日の入力は不可)

13 補助対象住宅の建築着工日を西暦で入力〔数字〕

- ◆本事業における建築着工日は根切り工事を開始した日です。
- ◆交付申請においては、未来日の入力は不可です。

14 補助対象住宅の対象工事の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆対象工事とは、基礎の完成後、最初に行う工事のことです。
- ◆2024年11月22日以降の着手が補助対象です。

15 補助対象住宅の引渡(予定)日を西暦で入力〔数字〕

- ◆引渡前の場合は、予定日を入力してください。
- ◆完了報告期限までに工事を完了し、共同事業者による入居が確認できる必要があります。

《 4 で[戸建住宅]を選択した場合》

16 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の建築確認申請書に記載の内容を入力

- ◆[確認申請の有無]は建築確認申請の有無を選択してください。
- ◆[都市計画区域等]は建築確認申請書の第三面【3】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がなく、不明な場合は自治体に問い合わせをし、入力してください。
- ◆[高度地区]は建築確認申請書の第三面【5】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がなく、不明な場合は自治体に問い合わせをし、入力してください。
- ◆[敷地面積の合計]は建築確認申請書の第三面【7、ホ】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第二面【7】に記載の内容を入力してください。
- ◆[用途地域等]は建築確認申請書の第三面【7、ロ】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がなく、不明な場合は自治体に問い合わせをし、入力してください。
- ◆[工事種別]は建築確認申請書の第三面【9】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第二面【4】に記載の内容を入力してください。
- ◆[建物の階数]は建築確認申請書の第三面【13、ロ】「申請に係る建築物」の階数に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第二面【6、リ】に記載の内容を入力してください。
- ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡未満である住宅が補助対象です。
建築確認申請書の第三面【11、ワ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第三面【1、リ】に記載の内容を入力してください。

《 4 で[共同住宅等]を選択した場合》

16 予⇒交 変更不可 補助対象住宅の建築確認申請書に記載の内容を入力

- ◆[確認申請の有無]は建築確認申請の有無を選択してください。
- ◆[都市計画区域等]は建築確認申請書の第三面【3】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がなく、不明な場合は自治体に問い合わせをし、入力してください。
- ◆[用途地域等]は建築確認申請書の第三面【7、ロ】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がなく、不明な場合は自治体に問い合わせをし、入力してください。
- ◆[工事種別]は建築確認申請書の第三面【9】に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第二面【4】に記載の内容を入力してください。
- ◆[建物の階数①階数]は建築確認申請書の第三面【13、ロ】「申請に係る建築物」の階数に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第二面【6、リ】に記載の内容を入力してください。
- ◆[建物の階数②①の内、住宅用途の過半を占める階の階数]はGX志向型住宅かつ①が4階以上の共同住宅のみ入力してください。
[詳しくはこちら]をクリックすると、本事業のホームページの「新築住宅の省エネ性能」ページが表示されます。
- ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡未満である住宅が補助対象です。
建築確認申請書の第三面【11、ワ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載の内容を入力してください。
建築確認申請がない場合は、建築工事届、第三面【1、リ】に記載の内容を入力してください。

《戸建住宅でGX志向型住宅の場合のみ》

16 補助対象住宅の省エネ性能等について、該当するものを選択

- ◆寒冷地(1地域または2地域)もしくは低日射地域(年間の日射地域区分A1またはA2の地域)に該当する場合は、[b)]を選択し該当する地域にチェックをしてください。
- ◆多雪地域(垂直積雪量1.0m以上の地域)もしくは都市部狭小地等に立地する場合は[c)]を選択し、該当する内容にチェックしてください。
- ◆上記に該当しない場合、[a)]を選択してください。

※続く

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑧交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ④】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

建築確認申請等	確認申請の有無	☐ あり ☐ なし (不要な地域に立地)	
	都市計画区域等	☐ 市街化調整区域 ☐ その他	※建築確認申請書、第三面【3】に記載があります。
	高度地区	☐ 該当する ☐ 該当しない (記載なし)	※建築確認申請書、第三面【5】に記載があります。
	敷地面積の合計	m ²	※建築確認申請書、第三面【7、ホ】に記載があります。
	用途地域等	☐ 第1種または第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種または第2種中高層住居専用地域 ☐ 田園住居区域 ☐ その他地域	※建築確認申請書、第三面【7、ロ】に記載があります。
省エネ性能等	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築・改築	※建築確認申請書、第三面【9】に記載があります。
	建物の階数	① 階数 階	※建築確認申請書、第三面【13、ロ】に記載があります。 なお、「申請に係る建築物」の階数を記載ください。
	住戸の床面積	m ²	※50㎡以上、240㎡未満であること。 ※戸建住宅は、建築確認申請書、第三面【11、ハ】に記載があります。
建築工事の進捗	省エネ性能等	☒ GX仕様住宅 (補助額: 160万円/戸) ※1 ☐ a) b、cのいずれにも該当しない ☐ b) 以下に該当するため、NearlyZEHにより基準を満たす (該当するすべてをチェックしてください) ☐ 寒冷地に該当する (1地域または2地域) ☐ 低日射地域に該当する (年照日射区分A1またはA2の地域) ☐ c) 以下に該当するため、ZEHOrientedにより基準を満たす (該当するすべてをチェックしてください) ☐ 多雪地域に立地する (雪害リスク1.0m以上の地域) ☐ 都市部狭小地等に立地する ☐ 長期優良住宅 (補助額: 80万円/戸) ☐ ZEH水準住宅 (補助額: 40万円/戸)	
	建築工事の進捗	☐ ①基礎工事が完了している ☐ ②基礎工事の後の工程の工事における出来高が、交付申請額 (古家の解体に伴う加算を除く) 以上である ※ ①は必須。基礎工事の完了以降、交付申請を行うことができます。 ※ ②は交付申請時点においては、任意。 ただし、交付申請時に申告できない場合、2025年1月31日までに、当該工事の進捗について別途申告が必要になります。(完了報告の提出でも可) なお、当該期日までに申告ができない、または行わない場合、補助金の交付を受けることはできません。	
	古家除却の有無	☒ 古家の除却あり	
	建替えの有無	☐ 建替えに該当する (新築と古家が同一敷地) ☐ 建替えに該当しない	
	古家の所在地	契約書に記載された工事場所、住宅の所在地等と一致すること。 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 建物名 郵便番号	
解体工事の発注者	☐ 新築の工事発注者 (建築主) と同じ ☐ 建築主の親族		
解体工事の契約日	☐ 新築の工事請負契約日に含む 西暦 年 月 日		
解体工事の状況	☐ 解体済み ☐ 完了報告までに解体する		
解体工事の完了日 (予定)	西暦 年 月 日		
補助額の加算	¥ 円	※GX志向型住宅に補助額の加算はありません。(立地等の制限に該当する場合は、要件が緩和されます)	
入力を確認 (印刷)	※ここまで入力が入力済いかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。		
(3) 【GX志向型住宅のみ】GX志向型住宅の情報			

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面④

(2) 補助対象住宅(建築または販売する住宅)の情報 ※続き

《交付申請時のみ》

18 補助対象住宅の建築工事の進捗について該当するものを選択

- ◆交付申請時点で基礎工事が完了していることが必要です。
- ◆交付申請時点で、基礎工事の後の工程の工事における出来高が交付申請額以上である必要はありません。ただし、交付申請時に申告できない場合、2026年1月31日までに当該工事の進捗について、別途申告が必要となります。(当該期日までに申告できない場合は補助金の交付をうけることができません)

19 予⇒交 変更不可 古家の除却がある場合はチェックし、建替の有無について該当するものを選択

- ◆長期優良住宅・ZEH水準住宅を新築する場合、古家の除却を伴うことで補助額の加算を受けることができます。
- ◆11 [立地等の制限]で③～⑤にチェックした場合、建替を実施することが必要です。
- ◆[建替の有無]について、新築する住宅と古家が同一敷地の場合は[建替に該当する]を選択してください。選択すると、20 [古家の所在地]には 9 [新築住宅の所在地]で入力した住所が自動で入力されます。

20 予⇒交 変更不可 古家の所在地を入力

- ◆添付する『解体工事の工事請負契約書』に記載された工事場所・住宅の所在地と一致していることが必要です。
 - ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。
 - ◆共同住宅(二世帯住宅、マンション、長屋等)で建物名・部屋番号がない場合は、[部屋番号]欄の下の方にチェックしてください。(建物名・部屋番号は入力不要になります。)
- ※[部屋番号]欄に複数の部屋番号を入力することはできません。(例：101.102.103⇒×)

21 予⇒交 変更不可 古家の解体工事の発注者に該当するものを選択

22 予⇒交 変更不可 古家の解体工事の契約日を入力〔数字〕

- ◆新築住宅の工事請負契約日に含む場合はチェックボックスにチェックしてください。

23 予⇒交 変更不可 古家の解体工事の状況について該当するものを選択

24 予⇒交 変更不可 古家の解体工事の完了(予定)日を入力〔数字〕

25 補助額の加算を確認

- ◆当該補助対象住宅が受ける加算額が表示されます。

26 9 ～ 24 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑤】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

	補助額の加算	¥0	円	※GX志向型住宅に補助額の加算はありません。(立地等の制限に該当する場合は、要件が緩和されます)
	入力欄を隠す (印刷)	※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。		
	(3) 【GX志向型住宅のみ】GX志向型住宅の情報			
27	住戸の評価*	申請する住戸の省エネ性能を申告します。提出する当該住戸のBELS評価書の数値を入力してください。 (イ) 断熱等性能等級 -----選択してください。----- 等級 (ロ) 再生可能エネルギーを【利用】一次エネルギー消費量の削減率 % (ハ) 再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率 %		
28	BELS評価書	共同住宅は、住棟のBELS評価書の評価も合わせて申告します。提出する当該住棟のBELS評価書の数値を入力してください。 (イ) 断熱等性能等級 -----選択してください。----- 等級 (ロ) 再生可能エネルギーを【利用】一次エネルギー消費量の削減率 % (ハ) 再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率 % ※共同住宅の各住戸における (イ) の削減率は、住棟の値を参照して要件に適合するかを確認します。 共同住宅のGX志向型住宅に求められる省エネ性能は、建物の階数に応じて異なります。詳しくはこちら。		
29	高度エネルギーマネジメント	導入する「Echonet Lite Aif仕様」に対応する「コントロール」を申告してください。 申告にあたっては、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている導入製品のURLを入力してください。 エコーネットコンソーシアムのホームページはこちら URL ※"https://echonet.jp/product/"ではじまるURLのみ入力できます。		
	※必ず入力してください。入力にご注意ください。共同事業実施規約および住居票をご確認の上正しく入力してください。			
	(4) 共同事業者の情報 ※共同事業実施規約における乙			
30	共同事業者①・氏名 (工事発注者)*	氏 名	※住民票と一致すること	
		ウシ メイ	※必ず正しい読み方を確認して入力してください。	
31	共同事業者①・ 生年月日*	西暦 年 月 日 生まれ	※住民票と一致すること	
32	共同事業者①・ 住所*	※本人確認書類に記載の住所と一致すること。 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※丁目から全角数字。1-1 2-3 => 1丁目12番3号=>X 建物名 ※ある場合は必ず入力 郵便番号 ※ある場合は必ず入力		
33	共同事業者①・ 連絡先*	固定 携帯	※いずれか必須 ※必要に応じて、事務局より連絡する場合があります。	
34	申請者区分*	○ 子育て世帯に該当 ※(4) 共同事業者①に子の情報を入力してください。 ○ 若者夫婦世帯に該当 ● 一般世帯		
35	続柄区分*	○ 若者夫婦世帯のいずれか(夫または妻)に該当 ※(4) 共同事業者①に配偶者の情報を入力してください。 ○ 若者夫婦世帯の同居する親等に該当 ※(4) 共同事業者①および(5) 共同事業者③に若者夫婦をそれぞれ入力してください。		
36	郵送物の送付先	☑ 郵送物の送付先を指定する ※上の「共同事業者・住所」と同じ住所を指定することはできません。 ※郵送事業者の住所(届出住所)を指定することはできません。 ※入力された住所に関して、確認のために事務局から連絡(共同事業者含む)する場合があります。 〒 住所入力 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※丁目から全角数字。1-1 2-3 => 1丁目12番3号=>X 建物名 ※ある場合は必ず入力 郵便番号 ※ある場合は必ず入力		
37	入力欄を隠す (印刷)	※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。「申請区分」を変更して【更新】すると、(4) 共同事業者①および(5) 共同事業者③の登録情報はクリアされます。		
	※必ず入力してください。入力にご注意ください。共同事業実施規約および住居票をご確認の上正しく入力してください。			
	(5) 共同事業者②(子または配偶者)の情報 ※共同事業実施規約における丙			

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑤

(3) 【GX志向型住宅のみ】GX志向型住宅の情報

27 予⇒交 変更不可 補助対象住宅のBELS評価書 住戸の評価を入力

- ◆添付する『BELS評価書(住戸)』に記載された断熱性能等級・再生可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率・再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率と一致している必要があります。

《共同住宅の場合》

28 予⇒交 変更不可 補助対象住宅のBELS評価書 住棟の評価を入力

- ◆添付する『BELS評価書(住棟)』に記載された断熱性能等級・再生可能エネルギーを【除いた】一次エネルギー消費量の削減率・再生可能エネルギーを【含む】一次エネルギー消費量の削減率と一致している必要があります。

29 導入する高度エネルギーマネジメント製品のURLを入力

- ◆「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」を申告してください。
- ◆一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている導入製品のページのURLを入力してください。
※“https://echonet.jp/product/”または“https://echonet.jp/product/aif/”ではじまるURLのみ入力できます)
- ◆[ホームページはこちら]をクリックすると、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページが表示されます。

(4) 共同事業者①の情報 ※共同事業実施規約における乙

30 予⇒交 変更不可 共同事業者①の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆添付する『工事請負契約書』の発注者および『住民票』と一致している必要があります。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

31 予⇒交 変更不可 共同事業者①の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆添付する『住民票』で確認し、入力してください。
[西暦を確認した場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対照表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

32 予⇒交 変更不可 共同事業者①の現住所を入力

- ◆事務局から共同事業者宛に送付する通知物の送付先住所になります。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

33 共同事業者①の固定電話／携帯電話の番号をそれぞれ入力〔数字：ハイフンなし〕

- ◆日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。本事業に関して事務局より連絡する場合があります。
- ◆固定電話／携帯電話のいずれか1つの入力でも構いません。

34 予⇒交 変更不可 共同事業者①が該当する世帯区分を確認

- ◆ 4 [共同事業者の世帯区分]で選択した内容が表示されます。
《長期優良住宅もしくはZEH水準住宅の場合》
- ◆[子育て世帯に該当]が選択されている場合、38 ~ 41 には子の情報を入力してください。
- ◆[若者夫婦世帯に該当]が選択されている場合、35 [続柄区分]を選択してください。

《長期優良住宅もしくはZEH水準住宅 / 若者夫婦世帯の場合》

35 予⇒交 変更不可 共同事業者①と若者夫婦世帯との続柄で該当するものを選択

- ◆共同事業者①が若者夫婦のいずれかである場合、[若者夫婦世帯のいずれか(夫または妻)に該当]を選択し、38 ~ 41 は配偶者の情報を入力してください。
- ◆共同事業者①が若者夫婦のいずれかでない場合、[若者夫婦世帯の同居する親等に該当]を選択し、38 ~ 41 および 42 ~ 45 は若者夫婦の情報をそれぞれ入力してください。

36 郵送物の送付先について、共同事業者の現住所とは別の住所を希望する場合はチェックし、送付先住所を入力

- ◆チェックした場合、[共同事業者①・現住所]で入力した住所と同じ住所を指定することはできません。
- ◆登録事業者の住所(担当者等)を指定することはできません。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

37 27 ~ 36 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑥】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

	建物名	※ある場合は必ず入力
	部屋番号	※ある場合は必ず入力
入力を確認 (印刷) ※ここまで入力が入力されているかチェックできます。[申請者区分]を変更して[更新]すると、(5) 共同事業者および(6) 共同事業者の登録情報はクリアされます。		
※必ず入力してください。 緑入力にご注意ください。共同事業者実施規約および住民票をご確認の上正しく入力してください。 (5) 共同事業者② (子または配偶者) の情報 ※共同事業実施規約における内①		
38	共同事業者②との続柄	● 子 ○ 孫 ○ 配偶者 ○ その他 ※「配偶者」については、住民票で続柄を確認します。必ず続柄を省略していない住民票を提出してください。(再提出となります) (交付申請時に確認できない場合、完了報告時に確認します。)
39	共同事業者②・氏名	氏 名 ※住民票と一致すること。 ウツ メイ ※必ず正しい読み方を確認して入力してください。
40	共同事業者②・生年月日	西暦 年 月 日 生まれ ※住民票と一致を確認すること ※西暦を確認したい場合はこちら ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。
41	共同事業者②・現住所	☐ 共同事業者①と同居 (同じ住所) ※住民票の住所が一致であることを確認します。(住民票で不一致の場合は以下をチェックし、完了報告で同居が確認できる住民票を提出できること) ☐ 現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅において共同事業者①と同居予定である (※完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び交付済の補助金の返還が必要になります。) 〒 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※丁目から全角数字。1-12-3⇒○ 1丁目12番3号⇒× 建物名 ※ある場合は必ず入力 部屋番号 ※ある場合は必ず入力
(6) 共同事業者③ (子の配偶者) の情報 ※共同事業実施規約における内②		
42	共同事業者③との続柄	○ 配偶者 ○ その他 ※「配偶者」については、住民票で続柄を確認します。必ず続柄を省略していない住民票を提出してください。(再提出となります) (交付申請時に確認できない場合、完了報告時に確認します。)
43	共同事業者③・氏名	氏 名 ウツ メイ ※必ず正しい読み方を確認して入力してください。
44	共同事業者③・生年月日	西暦 年 月 日 生まれ ※住民票と一致を確認すること ※西暦を確認したい場合はこちら ※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。
45	共同事業者③・現住所	☐ 共同事業者①と同居 (同じ住所) ※住民票の住所が一致であることを確認します。(住民票で不一致の場合は以下をチェックし、完了報告で同居が確認できる住民票を提出できること) ☐ 現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅において共同事業者①と同居予定である (※完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び交付済の補助金の返還が必要になります。) 〒 都道府県 市区町村 丁目番地等 ※丁目から全角数字。1-12-3⇒○ 1丁目12番3号⇒× 建物名 ※ある場合は必ず入力 部屋番号 ※ある場合は必ず入力
46	入力を確認 (印刷)	※ここまで入力が入力されているかチェックできます。申請内容を変更して[更新]した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。
(7) 交付申請の情報		
申告にあたっては、必ず共同事業者に確認すること。 ☐ 先進的窓ノベ2024事業及び2025事業に重複申請していない。また今後も行わない。 ☐ 給湯省エネ2024事業及び2025事業に重複申請していない。また今後も行わない。 ☐ 省エネルギー給湯省エネ2024事業及び2025事業に申請していない。また今後も行わない。 ☐ 本事業のリフォーム工事に重複して申請していないこと。また今後も行わない。 ☐ その他、本事業と補助対象が重複する国の他の補助金事業と重複して申請していないこと。また今後も行わない。		

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑥

《 6 で[長期優良住宅]もしくは[ZEH水準住宅]を選択した場合》

(5) 共同事業者②の情報 ※共同事業実施規約における丙①

38 予⇒交 変更不可 共同事業者②の、共同事業者①との続柄で該当するものを選択

- ◆配偶者については、『住民票』で続柄を確認します。(交付申請(予約を含む)時に確認できない場合、完了報告時に確認します)
完了報告時に共同事業者①との続柄が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。
- ◆若者夫婦世帯に該当し、[子]または[孫]を選択した場合は、42 ～ 45 を入力してください。
- ◆[その他]を選択した場合、右の欄に続柄を入力してください。(婚約者は不可。申請時点で夫婦である必要があります)

39 予⇒交 変更不可 共同事業者②の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆添付する『住民票』と一致していることが必要です。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

40 予⇒交 変更不可 共同事業者②の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆添付する『住民票』で確認し、入力してください。
[西暦を確認した場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対照表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

41 共同事業者②の現住所について、該当するものを選択し、必要に応じて情報を入力

- ◆[共同事業者①と同居(同じ住所)]を選択すると、32 [共同事業者①・住所]で入力した内容が自動で入力されます。
- ◆[現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅に置いて共同事業者①と同居予定である]を選択した場合は、現住所を入力してください。(住所の入力方法については、P5を参照ください)
完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。

《 6 で[長期優良住宅]もしくは[ZEH水準住宅]を選択、
35 で[若者夫婦世帯の同居する親等に該当]を選択した場合》

(6) 共同事業者③の情報 ※共同事業実施規約における丙②

42 予⇒交 変更不可 共同事業者③の、共同事業者②との続柄で該当するものを選択

- ◆配偶者については、『住民票』で続柄を確認します。(交付申請(予約を含む)時に確認できない場合、完了報告時に確認します)
完了報告時に共同事業者①との続柄が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。
- ◆[その他]を選択した場合、右の欄に続柄を入力してください。(婚約者は不可。申請時点で夫婦である必要があります)

43 予⇒交 変更不可 共同事業者③の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

- ◆添付する『住民票』と一致していることが必要です。
- ◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

44 予⇒交 変更不可 共同事業者③の生年月日を西暦で入力〔数字〕

- ◆添付する『住民票』で確認し、入力してください。
[西暦を確認した場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対照表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が住民票に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

45 共同事業者③の現住所について、該当するものを選択し、必要に応じて情報を入力

- ◆[共同事業者①と同居(同じ住所)]を選択すると、32 [共同事業者①・住所]で入力した内容が自動で入力されます。
- ◆[現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅に置いて共同事業者①と同居予定である]を選択した場合は、現住所を入力してください。(住所の入力方法については、P5を参照ください)
完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還が必要になる場合があります。

46 38 ～ 45 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き

交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑦】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

共同事業者①・
現住所・

共同事業者①と同居（同じ住所）※住民票の住所が一致であることを確認します。（住民票で不一致の場合は以下をチェックし、完了報告で同居が確認できる住民票を提出すること）

○ 現在、共同事業者①と別居しているが、新築住宅において共同事業者①と同居予定である
（※完了報告時に共同事業者①との同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び交付済の補助金の返還が必要になります。）

〒

都道府県 市区町村

丁目番地等 ※丁目から全角数字。1-12-3⇒○ 1丁目12番3号⇒×

建物名 ※ある場合は必ず入力

部屋番号 ※ある場合は必ず入力

入力を受ける（更新） ※ここまで入力がいじりかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分の情報がクリアされますのでご注意ください。

（7）交付申請の情報

47 交付申請の制限・

申告にあたっては、必ず共同事業者に確認すること。

☐ 先達の富ノペ2024事業及び2025事業に重複申請していない。また今後も行わない。

☐ 給湯省エネ2024事業及び2025事業に重複申請していない。また今後も行わない。

☐ 省エネルギー省エネ2024事業及び2025事業に申請していない。また今後も行わない。

☐ 本事業のリフォーム工事に重複して申請していないこと。また今後も行わない。

☐ その他、本事業と補助対象が重複する国の他の補助金事業と重複して申請していないこと。また今後も行わない。

48 住宅の取得目的・

☐ 共同事業者（②③を含む）が自ら居住するための住宅である

49 交付申請額

合計 基本額 加算額

¥0 = ¥ + ¥

50 振込口座・

※振込アカウントが登録した口座を指定できます。 [口座検索](#)

・口座ID

・口座登録名

・金融機関コード

・支店コード

・預金種別 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他

・口座名義

・金融機関名

・支店名

・口座番号

51 補助金の還元方法・

☐ 補助事業に係る契約代金に充当する方法

☐ 現金で支払う方法

※本事業の「共同事業実施規約」に記入された補助金の還元方法にチェックしてください

1 [保存（チェックなし）](#) [入力完了](#) [帰へ戻る](#)

！ 交付申請の予約における注意

◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。

（変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。

当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください）

※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑦

(7) 補助金等の情報

47 予⇒交 変更不可 該当するすべての内容にチェック

- ◆記載内容は必ず共同事業者を確認してください。
- ◆記載内容のうち、一つでも該当しないものがある場合、本事業の補助対象になりません。

48 予⇒交 変更不可 共同事業者全員が自ら居住をするための住宅である場合はチェック

- ◆単身赴任など、やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合は、本項に該当していなくてもチェックしてください。

49 予⇒交 変更不可 交付申請額を確認

- ◆GX志向型住宅は160万円/戸が交付申請額となります。
- ◆長期優良住宅は基本額が80万円/戸、ZEH水準住宅は基本額が40万円/戸です。
基本額に「25」の加算額を加えた合計が交付申請額となります。

50 当該交付申請の補助金の振込先口座を選択

- ◆統括アカウントが予め登録した口座を以下の手順で指定してください。ここで直接入力することはできません。
(指定したい口座が登録されていない場合は、統括アカウントの利用者にご連絡ください)

〈振込先口座の指定手順〉

- 1 [口座検索]ボタンをクリックすると、[口座検索]画面が表示されます。
- 2 検索条件を入力して[検索]ボタンをクリックすると、該当する承認済の口座情報が表示されます。
※検索条件を入力しない場合は、承認済のすべての口座情報が表示されます。
- 3 指定したい口座を選択し、[確定]ボタンをクリックすると、当該口座の情報が自動入力されます。

51 予⇒交 変更不可 当該交付申請の補助金の還元方法について、共同事業者と確認したものを選択

- ◆本事業の「共同事業実施規約」に記入された補助金の還元方法と同じ方法にチェックしてください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 添付書類登録画面

1 アップロードを行う上での注意事項を確認

- ◆アップロードできる1ファイルあたりの容量は、5MB以下です。5MBを超える場合は、ファイルを分割してください。
- ◆アップロードできるファイル形式は、JPEG/GIF/PNG/PDFのいずれかです。
- ◆正しい向きで保存されたファイルをアップロードしてください。
上下が反転していたり、縦横の向きが合っていない状態で保存されたファイルは、不備となる場合があります。
- ◆文字や画像が鮮明に確認できるファイルをアップロードしてください。不鮮明なファイルは、不備となる場合があります。
- ◆添付タイプ(提出書類の分類)毎に保存したファイルをアップロードしてください。
(例：『工事請負契約書』と『住民票』を別のファイルとして保存⇒○、1つのファイルにまとめて保存⇒×)
複数種類の書類が含まれたファイルは、不備となる場合があります。
(契約書等、1つの書類で複数ページになるものをページ毎に分ける必要はありません)

この画面で添付が必要な書類 ※該当するものはすべて添付してください。

2 添付が必要な書類(添付タイプ)を確認

- ◆**編集完了**で確定した入力情報に基づき、必要な書類が表示されます。
- ◆ここに表示される書類は、すべて添付が必要です。(添付がない場合は、交付申請(予約を含む)の**提出**の際にエラーとなります)
- ◆[備考]欄に表示される注意事項等をご確認ください。
- ◆[ガイド]欄の[参照]をクリックすると、詳細が記載された「添付資料集」が表示されます。
[ページ]欄に記載されているページをご確認ください。
- ◆指定様式がある書類には、[様式・書式]欄の[様式]をクリックすると、当該書類の様式が表示されますので出力してご使用ください。また[記入見本]をクリックすると、当該書類の記入見本が表示されます。

添付書類

3 アップロードする書類の添付タイプを選択

※添付タイプ[90_その他]は、事務局からの指示がある場合のみ使用します。
事務局からの指示がない場合、添付した書類は審査には考慮されませんので、ご注意ください。

4 [ファイルを選択]ボタンをクリックし、3で選択した添付タイプのデータファイルを選択

- ◆[ファイルを選択]ボタンをクリックすると、端末のファイル選択画面が表示されます。アップロードするファイルを添付してください。
- ◆3で選択した添付タイプと異なる書類のデータを選択すると、交付申請(予約を含む)の審査において不備となります。

5 «任意» 添付する書類に関する補足等を入力

- ◆特に記載事項がない場合は、入力不要です。
- ※[備考]欄は、利用者が任意に入力できますが、事務局からの指示ではない記載内容は、審査には考慮されませんので、ご注意ください。

6 添付が必要な書類すべてのデータファイルを3～5の手順で選択

- ◆1つの書類でファイルが分割されている場合は、複数の行に分けて、同じ添付タイプを選択し添付してください。
その場合、判別しやすいように書類名称を5に入力してください。
- ◆1つの画面でアップロードできるファイルは10点までです。
11点以上のファイルをアップロードする場合は、次項で[アップロード(留まる)]ボタンを使用してください。

7 [アップロード]ボタンをクリックして、3～6で選択したデータファイルをアップロード

- ◆[アップロード(詳細へ戻る)]ボタンは、当該ファイルのアップロード後に[交付申請(予約を含む) | 詳細画面]に遷移します。
添付が必要なすべてのデータファイルを選択し終えた際等にご使用ください。
- ◆[アップロード(留まる)]ボタンは、当該ファイルのアップロード後も同じ画面が再表示されます。
11点以上のファイルをアップロードする場合等にご使用ください。
- ◆不要な書類や誤った添付タイプでアップロードした場合は、[交付申請(予約を含む) | 詳細画面]で削除してください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に提出した書類が引き継がれるため、未提出の書類のみ提出します。
一方、予約時に提出した書類を変更することはできません。ご注意ください。
- ※変更できない項目について、予約時に誤って登録してしまった場合、
当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成する必要があります。

【補足】 交付申請(予約を含む)提出後の画面について

「**交付申請(予約を含む)**」**詳細画面**で、**交付申請(予約を含む)**を提出後、画面が以下のようになります。

必ずご自身が行った交付申請(予約を含む)が提出されているかをご確認ください。

※予約後の交付申請を除いて、提出がされていない交付申請(予約を含む)は予算が確保されません。ご注意ください。

【**交付申請(予約を含む)詳細画面 / 提出前のイメージ**】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

TOPに戻る | 新規申請（予約を含む） | 交付申請検索 | 変更依頼（子育てグリーン）

交付申請（予約を含む） | 詳細画面

注文住宅の新築

- ◆下のボタンを左から右に順番に手続きを進めることで、交付申請（予約を含む）を作成できます。
- ◆提出後の利用（ワンストップ）は、全ての必要書類を入力し【編集完了】欄に行きます。（入力内容により、添付が必要な書類が指定されます。）
- ◆全ての書類の添付後に、【予約の提出】または【交付申請の提出】を行うことができます。
- ◆審査終了または不備訂正依頼時は、登録されているメールアドレスに通知されます。（通知設定を「受け取る」に設定している場合に限ります。）

「交付申請(予約を含む)を作成できます」と表示されています

編集 ⇒
 編集完了 ⇒
 書類を添付 ⇒
 予約の提出 ⇒
 交付申請の提出

手続きを進めるボタンが表示されています

管理情報			
作成日	2025/05/30	最終更新日	2025/05/30
交付申請番号	K000000000 *居住、この申請の確立は確認されていません。 (交付申請（予約を含む）、交付申請、交付申請の取消等の操作には対応しません。)	補助事業	注文住宅の新築
共同事業者（氏）			
交付申請ステータス	作信中		2025/05/30
交付申請提出日		交付申請額（予約を含む）	0
交付決定日		完了報告期限	
交付確定日		交付確定額	
予約提出日		予約期限	
不備訂正依頼日		不備訂正期限	*不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。

交付申請ステータスは「作信中」
または「編集完了」と表示されています



【**交付申請(予約を含む)詳細画面** / **提出後**(交付申請の予約)のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業（PRE環境）

TOPに戻る | 新規申請（予約を含む） | 交付申請概要 | 変更依頼（子育てグリーン）

交付申請（予約を含む） | 詳細画面

注文住宅の新築

◆ 交付申請の予約を受付しました。
交付申請は、事務局の予約の審査完了以降に登録を行うことができます。

※事務局からの不備等の連絡はメールで行います。
@kosodate-green.jpのドメインからのメールが受信できるように迷惑フィルター等の設定を行ってください。

手続きを進めるボタンは表示されていません

※当該申請の却下をする場合
以外は押さないください。

（注）を「受付即下」（再編集約）とします。
却下依頼を受けてからステータスが「受付即下」となるまで数日を要します。

登録情報		最終更新日	
作成日	2025/05/30	最終更新日	2025/05/30
交付申請番号	K000000000 ※現在、この申請の予算は確保されています。 （予約はステータスによらず予約期限内に限りです）	補助事業	注文住宅の新築
共同事業者（氏）	住宅	共同事業者（名）	二郎
交付申請ステータス	審査中	最終ステータス遷移日	2025/04/30
交付申請提出日		交付申請額（予約を含む）	400,000
交付決定日		完了報告期限	
交付確定日		交付確定額	
予約提出日	2025/05/30	予約期限	2025/08/30 ※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は（即下依頼）を行ってください
不備訂正依頼日		不備訂正期間	※不備訂正期間の満期に再度の案内は行いませので、ご注意ください。

《[審査進捗のメール受信設定]で[受信する]を選択している場合》

事務局が交付申請(予約を含む)の提出を受け付け、交付申請ステータスが[審査中]の状態になると、登録されているメールアドレスに通知が届きます。

※ワンストップ申請により提出された交付申請(予約を含む)は、本ポータルに反映されるまでには一定時間を要します。
本ポータルに反映が完了すると、登録されているメールアドレスに通知が届きます。

《不備があった場合》 ㊄ 不備訂正

交付申請の提出・予約の提出を行った後は、事務局が審査を行います。

不備があった場合は、訂正が必要です。(交付申請ステータスが[訂正依頼]になります)

不備の有無は以下の **a** ～ **c** の方法で確認でき、不備内容は当該交付申請(予約を含む)の[詳細]画面で確認できます。不備内容に応じた入力情報の再編集や書類の再添付等により、訂正を行ってください。

【不備がある交付申請(予約を含む)の確認方法】

a [TOP]画面下部の[新着 | 不備・訂正依頼一覧]に、交付申請ステータスが[訂正依頼]となった交付申請(予約を含む)が表示されます。

◆[不備訂正依頼日](P39 **1**)の新しい順に30件まで表示されます。

◆[詳細]をクリックすると、当該交付申請(予約を含む)の[詳細]画面に遷移します。

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



b 交付申請(予約を含む)の検索で、条件をステータス：[訂正依頼]にして検索すると、不備のある交付申請(予約を含む)の情報が表示されます。

◆[詳細]をクリックすると、当該交付申請(予約を含む)の[詳細]画面に遷移します。

◆検索方法の詳細はP10～11で確認してください。

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



《[審査進捗のメール受信設定]で[受信する]を選択している場合》

c 事務局が交付申請ステータスを [訂正依頼]に変更した際に、登録されているメールアドレスに通知が届きます。

◆上記 **a** ～ **b** を参照し、当該交付申請(予約を含む)の[詳細]画面に遷移してください。

◆[審査進捗のメール受信設定]については、『住宅省エネポータル操作説明書 担当者アカウント編』で確認してください。

続き

《不備があった場合》⑥不備訂正

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面／交付申請ステータス[訂正依頼]のイメージ】

画面の下部に表示される **3** の不備内容・不備訂正方法をよくご確認の上、必要な箇所のみ訂正してください。

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

5

6

1

2

3

4

5

6

ブラウザの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

編集ワークスペース

TOPに戻る

新規申請 (予約を含む)

交付申請検索

変更依頼 (子育てグリーン)

交付申請 (予約を含む) | 詳細画面

リフォーム (戸別)

◆ 本画面の下部にある不備内容を確認し、以下の管理情報に表示されている「不備訂正期限」までに訂正を行い、【再提出】をしてください。
不備訂正期限までに訂正を行い、【再提出】されない場合は受付却下となりますのでご注意ください。
※なお、不備の訂正を行わずに【再提出】をしても、再度訂正依頼となります。

◆ 交付申請の予約については、以下の管理情報に表示されている「予約期限」までに交付申請の提出がされない場合、失効し受付却下となります。ただし、失効した場合も、申請期限内であれば改めて交付申請 (予約を含む) を行うことができます。
※不備訂正期限によらず予約期限を超過した場合、受付却下となりますのでご注意ください。

編集

⇒

書類を添付

⇒

再提出

「訂正依頼」の再提出は、2024/1/31を以て終了です。2024/2/1以降は提出できません。

管理情報

作成日	2025/05/15	最終更新日	2025/05/15
交付申請番号	K400000000 ワンストップから作成 ※現在、この申請の予算は確保されています。 (予約はステータスによらず予約期限内に限り)	補助事業	リフォーム (戸別)
共同事業者 (氏)	住宅	共同事業者 (名)	十郎
交付申請ステータス	訂正依頼	最終ステータス遷移日	2025/05/30
交付申請提出日	2025/05/15	交付申請額 (予約を含む)	307,000
交付決定日		交付確定額	
交付確定日		予約期限	
予約提出日		不備訂正期限	2025/06/13 ※不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
事業者ID (統括アカウント)	000000000	法人名 (屋号)	〇〇株式会社

※必ず入力してください。
【1】補助事業の概要

申請区分

☐ 交付申請の予約
☒ 交付申請

関係者区分

☒ 個人
☐ 法人

60_【子育て】工事【後】写真 (部下権等の拡張)

添付.pdf

2025/05/15 18:20

1

編集

書類を削除

※添付書類の削除は、【編集完了】ボタンを押下後の詳細画面で行えます。ただし一度提出をした書類の削除は行えません。

◆不備内容◆

事務局から不備の訂正依頼を受けた場合、以下に不備内容が表示されます。
内容を確認の上、不備訂正期限までに訂正を行ってください。
交付申請の予約については、管理情報に表示されている「予約期限」までに交付申請の提出がされない場合、失効し受付却下となります。ただし、失効した場合も、申請期限内であれば改めて交付申請 (予約を含む) を行うことができます。
※不備訂正期限によらず予約期限を超過した場合、受付却下となりますのでご注意ください。

No	不備内容	不備訂正方法
1	(KG70001900) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 開口部の断熱改修1行目 製品タイプ	
2	(KG70002100) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 開口部の断熱改修1行目 建具仕様	
3	(KG70002300) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 太陽熱利用システム1行目 製品型番	
4	(KG70002500) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 高断熱設備1行目 製品型番	
5	(KG85000400) 入力済みの太陽熱利用システムの型番が確認できる性能証明書が添付されていない、または不足しております。 (0910-10-0M)	
6	(KG85000500) 入力済みの高断熱設備の型番が確認できる性能証明書が添付されていない、または不足しております。 (GMUW8001TB)	
7	(KG85000600) 入力済みの開口部改修の型番が確認できる性能証明書が添付されていない、または不足しております。 (AGFNQTLVR1L)	
8	(KG85000610) 入力済みの開口部改修 (ガラス) の型番と建具仕様が確認できる性能証明書が添付されていない、または不足しております。 (AGFNQTLVR1L) 製品型番 (1 : 樹脂製) 建具仕様	
9	(KG85001000) 入力済みの開口部改修の型番が確認できる性能証明書 (シリアル番号) が添付されていない、または不足しております。 (AGFNQTLVR1L)	
10	以下①②の情報が一致していません。 ①入力情報の『共同事業者 氏名 (工事発注者)』 ②「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(リフォーム用)」の「【2】の氏名」 ※以下のような場合においても不備となることがあります。 ・提出書類において当該項目の記載がない/確認できない ・画像が粗い、見切れている、薄い、濃い等で情報が判読できない 等	入力情報が正しい場合は、正しい「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(リフォーム用)」のスクリーンショットをご提出ください。 「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(リフォーム用)」が正しい場合は、入力内容を訂正してください。

別画面で表示する

※別画面 (タブ) で開きます。(過去の不備履歴も確認できます。)

◆事務局からの連絡事項◆

当該申請に関して連絡事項がある場合のみ事務局が入力を行います。

編集

⇒

書類を添付

⇒

再提出

38

各項目の詳細

不備訂正

／交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1 不備訂正依頼日を表示

- ◆事務局が交付申請ステータスを[訂正依頼]に変更した日です。

2 不備訂正期限を表示

- ◆当該不備の訂正期限です。
期限までに訂正が完了しない場合、事務局は当該交付申請(予約を含む)の交付申請ステータスを[受付却下]とすることがあります。
(受付却下となった場合、交付申請期間中であれば、[作成中]に戻し、再度交付申請(予約を含む)を行うことができます)(P52参照)
※不備訂正期限の間際に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。

3 不備内容および不備の訂正方法を表示

- ◆不備内容に合わせた訂正方法を確認し、入力情報の編集や書類の添付(5)を行ってください。
- ◆[不備訂正方法]欄に『交付申請等の要件について(交付申請の手引き)』の参照先を提示している場合がありますので、当該箇所もご確認ください。

4 クリックすると[不備内容 | 詳細]画面を別タブで表示

- ◆現在、不備訂正依頼を受けているものの他に、過去に不備訂正依頼を受けたものの不備内容を確認できます。
(過去の不備は、グレーで表示されます)
- ◆[交付申請等の要件について(交付申請の手引き)等]をクリックすると、本事業のホームページの[関連資料]ページが表示されます。
※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

不備内容 | 詳細画面

リフォーム (戸別)

※白は現在、不備の訂正依頼を受けているもの、グレーは過去に不備の訂正依頼を受けたものです。
不備の内容を確認の上、不備訂正期限までに、訂正を行ってください。
(複数回同一の不備の訂正依頼を受けている場合があります。)

※対象要件等については、交付申請等の要件について(交付申請の手引き)等をご確認ください。

不備内容詳細		
交付申請番号	K000000000	
No	不備内容	不備訂正方法
1	(KG70001900) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 開口部の断熱改修(行目) 製品タイプ	
2	(KG70002100) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 開口部の断熱改修(行目) 建具仕様	
3	(KG70002300) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 太陽熱利用システム(行目) 製品型番	
4	(KG70002500) 必ず入力してください。 : リフォーム工事内容 高断熱設備(行目) 製品型番	
5	(KG85000400) 入力済みの太陽熱利用システムの型番が確認できる性能証明書が添付されていない。または不足しております。(0910-10-QM)	
6	(KG85000500) 入力済みの高断熱設備の型番が確認できる性能証明書が添付されていない。または不足しております。(GMUWB001TB)	
7	(KG85000600) 入力済みの開口部改修の型番が確認できる性能証明書が添付されていない。または不足しております。(AGFNQTLVR1L)	
8	(KG85000610) 入力済みの開口部改修 (ガラス) の型番と建具仕様を確認できる性能証明書が添付されていない。または不足しております。 (AGFNQTLVR1L) 製品型番 (1 : 樹脂製) 建具仕様	
9	(KG85001000) 入力済みの開口部改修の型番が確認できる性能証明書 (シリアル番号) が添付されていない。または不足しております。 (AGFNQTLVR1L)	
10	以下全ての情報が一致していません。 ①入力情報の『共同事業者 氏名 (工事発注者)』 ②『子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(リフォーム用)』の『【乙】の氏名』 ※以下のいずれの場合においても不備となる場合があります。 ・ 住所情報において当該住所の記載がない情報である ・ 画像が古い、見切れている、濃い、薄い等で情報が判読できない 等	入力情報が正しい場合は、正しい『子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(リフォーム用)』のスクリーンショットを提出してください。 『子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約(リフォーム用)』が正しい場合は、入力内容を訂正してください。

5 クリックすると、それぞれ[入力]画面、[添付書類登録]画面に遷移

- ◆[編集]ボタンをクリックすると、[入力]画面に遷移します。3を確認し、入力情報の訂正が必要な場合にクリックしてください。
[入力]画面の操作方法はP20～33をご確認ください。
- ◆[書類を添付]ボタンをクリックすると、[添付書類登録]画面に遷移します。3を確認し、書類の添付が必要な場合にクリックしてください。
[添付書類登録]画面の操作方法は、P34～35をご確認ください。
なお、添付タイプはすべて[91_不備訂正書類]となります。

6 クリックして、交付申請の再提出または予約の再提出

- ◆[再提出]ボタンをクリックすると、エラーチェックを行います。
エラーがない場合、交付申請ステータスは[審査中]となり、以降は初回の提出時と同様に、事務局が審査を行います。
- ◆ここで行うエラーチェックは、入力・書類の漏れや内容が要件に適しているか等、新規作成時と同様の内容です。
正しく不備が訂正されたかは、審査での確認となります。
訂正されていない場合や新たな不備がある場合、事務局は再度、不備の訂正依頼を行います。



子育てグリーン住宅
支援事業

第4章

完了報告の登録

補助対象事業 **A**
注文住宅
の新築

後日公開予定



子育てグリーン住宅
支援事業

第5章

その他

補助対象事業 **A**
注文住宅
の新築

予約の有効期限について

交付申請の予約における有効期間は、以下①②のうち、もっとも早い日付まで有効です。
有効期限を超過した予約は、交付申請ステータスによらず、通知なく失効します。（事前の通知は行いません）

①交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後（例：6月1日に提出した場合、9月2日0時に失効します。）

②2025年12月31日

なお、以下③④の場合は、予約の有効期限を待たずに予約は失効となります。

③提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日

④予約承認後、交付申請を提出した日^{*1}

*1 予約済の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取下げられた場合、予算は確保されなくなります。

※ 有効期限を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

【交付申請(予約を含む)詳細画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

注文申請 (予約を含む) | 詳細画面

注文住宅の新築

● 交付申請の予約を受付しました。
交付申請は、事務局の予約の審査完了以降に登録を行うことができます。

※事務局からの不備等の連絡はメールで行います。
@kosodate-green.jpのドメインからのメールが受信できるように迷惑フィルター等の設定を行ってください。

却下依頼

※審査中の 交付申請 (予約を含む) を「受付却下」(再編集可) とします。
却下依頼を受けてからステータスが「受付却下」となるまで数日を要します。

作成日	2025/05/30	最終更新日	2025/05/30
交付申請番号	K0000000000 ※現在、この申請の予算は確保されています。 (予約はステータスによる予約期限内に限りです)	補助事業	注文住宅の新築
共同事業者 (氏)	住宅	共同事業者 (名)	二郎
交付申請ステータス	審査中	最終ステータス遷移日	2025/05/30
交付申請提出日		交付申請額 (予約を含む)	400,000
交付決定日		完了報告期限	
交付確定日		交付確定額	
予約提出日	2025/05/30	予約期限	2025/08/30 ※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は「却下依頼」を行ってください。
不備訂正依頼日		不備訂正期限	※不備訂正期限の期間に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
事業者ID (統括アカウント)	0000000000	法人名 (番号)	〇〇株式会社

(1) 補助事業の概要

補助事業

申請区分

共同事業者の世帯区分

建物種別

住宅の性能

分譲売上の有無

● 注文住宅の新築

● 交付申請の予約
○ 交付申請

● 子育て世帯に該当
○ 若者夫婦世帯に該当
○ いずれにも該当しない (一般世帯)

● 戸建住宅
○ 共同住宅

○ GX志向型住宅 (補助額: 160万円/戸)
○ 長期優良住宅 (補助額: 80万円/戸)
● ZEH水準住宅 (補助額: 40万円/戸)

● 分譲売上に該当しない (自社の契約のみ)
○ 分譲売上に該当する

(2) 補助対象住宅 (建設または販売する新築住宅) の情報

〒 1000013

各項目の詳細

予約情報

／交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1▶ 当該交付申請の予約を提出した日を表示**2**▶ 当該交付申請の予約の有効期限の日付を表示

- ◆交付申請を提出すると、予算が確保されている状態となり、予約期限の日付は「空欄」になります。
- ◆予約の有効期限切れ等で再度、交付申請の予約を提出した場合は、新たな予約期限が表示されます。

※予約の審査中に基礎工事が完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。
ただし、必ず当該予約は「**却下依頼**」を行ってください。

3▶ 当該交付申請の予算の確保の状況を表示

- ◆表示される内容は以下の通りです。

《予算が確保されている場合》

「※現在、この申請の予算は確保されています。(予算はステータスによらず予約期限内に限ります)」

《予算が確保されていない場合》

「※現在、この申請の予算は確保されていません。(交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)」

変更依頼(担当者アカウント)

「変更依頼(担当者アカウント)」機能とは、交付決定後にやむを得ない理由等により、利用者が再編集できない共同事業者の項目に生じた変更や交付決定を受けた交付申請の取下げを依頼する機能です。

※審査中の交付申請(予約を含む)の不備の訂正等を行う機能ではありません。

なお、事務局での変更依頼対応は、対応完了までに一定のお時間を要します。

【登録情報の変更依頼画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザーの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

省エネ 次ページ

TOPに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (子育てグリーン)

登録情報の変更依頼

「変更依頼 (担当者アカウント)」機能とは、
交付決定を受けた交付申請において、やむを得ない理由等により、
利用者が再編集できない共同事業者の項目に変更があった場合の変更や、
交付決定を受けた交付申請の取り下げを依頼する機能です。
※審査中の交付申請 (予約を含む) の不備の訂正等を行う機能ではありません。

以下【新規作成】ボタンから変更依頼データを作成し、
所定の『グリーン住宅支援事業者・登録情報等変更依頼書 (担当者アカウント用)』を添付してください。

提出された変更依頼を事務局が確認・対応するには数日を要します。
なお、上記に該当しないご意見や変更依頼は事務局は一切対応しませんので、予めご了承ください。

依頼書のダウンロード

1 新規作成

TOPに戻る

2 依頼書のダウンロード

3 検索

依頼種別: 選択してください

変更依頼ステータス: ☐ 作成中 ☐ 提出済 (事務局確認中) ☐ 確認依頼 (事業者確認中) ☐ 依頼完了 ☐ 依頼却下 ☒ 未指定

作成日: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日

初回提出日: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日

確認依頼日: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日

依頼完了日: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日

依頼却下日: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日

確認フラグ (事業者): ☐ 有効 ☐ 無効 ☒ 未指定

検索 リセット

4 検索結果

前を表示 次を表示 1 / 1 ページ 1 1 - 1件 / 1件

	依頼番号	依頼種別	ステータス	作成日	初回提出日	依頼完了日	依頼却下日
詳細	000000002	【要依頼費添付】交付決定後の共同事業者の氏名の変更	作成中	2025/05/30 17:39:52			

前を表示 次を表示 1 / 1 ページ 1 1 - 1件 / 1件

各項目の詳細

変更依頼(担当者アカウント)①

／登録情報の変更依頼画面

1 [新規作成]ボタン

変更依頼を新規作成し、[編集]画面に遷移します。

2 [依頼書のダウンロード]ボタン

変更依頼の内容によっては『登録情報等変更依頼書』の作成、提出が必要な場合があります。
依頼書にはグリーン住宅支援事業者の押印が必要です。
こちらのボタンから『登録情報変更依頼書』をダウンロードすることができます。

3 検索

過去に作成した変更依頼を、検索条件を設定することで絞り込みを行うことができます。
任意で設定し、[検索]ボタンをクリックすると、検索結果が表示されます。

4 検索結果

3 の検索結果が表示されます。
[詳細]ボタンから[詳細]画面に遷移し、編集や添付を行うことができます。

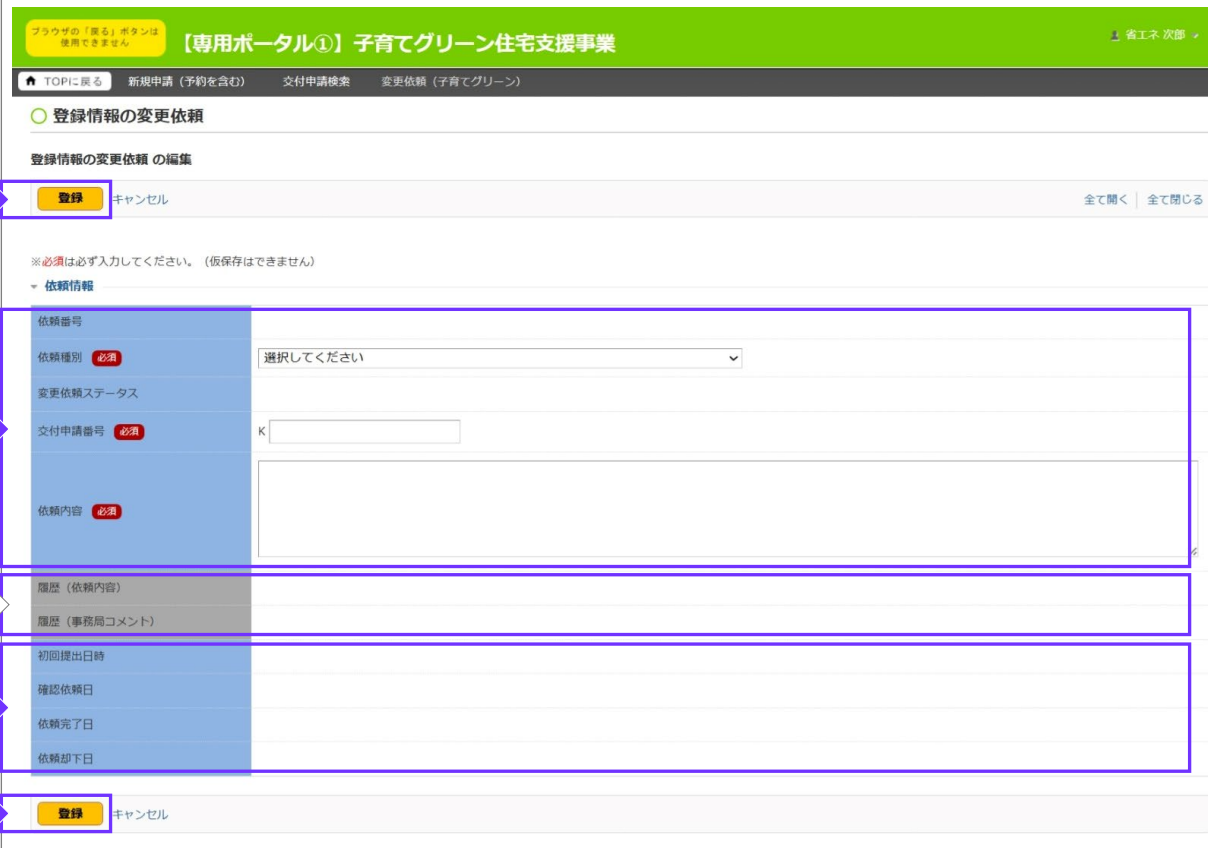
続き

変更依頼(担当者アカウント)

【登録情報の変更依頼 | 編集画面のイメージ】

変更依頼の登録は編集画面から始まります。

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



ブラウザーの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

省エネ 次郎

TOPに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (子育てグリーン)

登録情報の変更依頼

登録情報の変更依頼 の編集

登録 キャンセル 全て開く 全て閉じる

※必須は必ず入力してください。(仮保存はできません)

依頼情報

依頼番号

依頼種別 必須 選択してください

変更依頼ステータス

交付申請番号 必須 K

依頼内容 必須

履歴 (依頼内容)

履歴 (事務局コメント)

初回提出日時

確認依頼日

依頼完了日

依頼却下日

登録 キャンセル

各項目の詳細

変更依頼(担当者アカウント)②

／登録情報の変更依頼 | 編集画面

1 [登録]ボタン

◆表示されたボタンをクリックすると、以下の動作を行います。なお、仮保存の機能はありません。

ボタン	動作
登録	入力した編集情報を登録し、[詳細]画面に遷移します。 ※初回に[登録]ボタンをクリックした後、ボタン名が[更新]に変わります。

◆登録にあたっては、依頼内容により『登録情報等変更依頼書』が必要です。

2 変更内容の入力

◆以下の項目を入力して、登録を進めます。

項目	内容
依頼番号	新規登録された変更依頼に固有に付番される番号 ※[登録]ボタンをクリック後に表示されます。
依頼種別 <必須>	プルダウンから変更依頼する項目を選びます。 (1)【要依頼書添付】交付決定後の共同事業者の氏名の変更 (2)【要依頼書添付】交付決定後の共同事業者の法人名・管理組合名の変更 (3)【要依頼書添付】交付決定を受けた交付申請の取下げ (4)その他事務局から指示があった場合 ※(1)～(3)は必ず「登録情報等変更依頼書」の提出が必要です。
交付申請番号 <必須>	交付申請番号(Kを除いた数字9桁)を入力してください。
依頼内容 <必須>	依頼内容を入力してください。 <入力例> 項目名 : 共同事業者名①・氏名(工事発注者) 変更内容 : (変更前)ジュウタク サプロウ (変更後)ジュウタク サンロウ
確認フラグ(事業者)	利用者が任意にチェックして利用できます。 依頼内容が反映されたことの識別等に利用してください。 ※登録後に表示される項目のため、新規登録時には項目の表示はありません。
初回提出日時	利用者が、当該変更依頼を提出した日時(初回) ※[提出]ボタンをクリック後に表示されます。
確認依頼日	事務局が提出された変更依頼を、グリーン住宅支援事業者へ差し戻した日付
依頼完了日	事務局が提出された変更依頼の対応を完了した日付
依頼却下日	事務局が提出された変更依頼を却下した日付

3 事務局使用欄 等

続き

変更依頼(担当者アカウント)

【登録情報の変更依頼 | 詳細画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

ブラウザーの「戻る」ボタンは
使用できません

【専用ポータル①】子育てグリーン住宅支援事業

1 省エネ 次郎

TOPIに戻る 新規申請 (予約を含む) 交付申請検索 変更依頼 (子育てグリーン)

○ 登録情報の変更依頼

登録情報の変更依頼 の詳細

1 提出 編集 戻る 全て開く 全て閉じる

▼ 依頼情報

依頼番号	000000000
依頼種別	【要依頼書添付】交付決定後の共同事業者の氏名の変更
変更依頼ステータス	作成中
交付申請番号	K000000000
依頼内容	項目名：共同事業者①・氏名（工事発注者） 変更内容：（変更前）ｼﾞｬｸｸ ﾘｱﾝ （変更後）ｼﾞｬｸｸ ﾘﾝ
確認フラグ（事業者）	無効
履歴（依頼内容）	2025/04/30 17:31 : 項目名：共同事業者①・氏名（工事発注者） 変更内容：（変更前）ｼﾞｬｸｸ ﾘｱﾝ （変更後）ｼﾞｬｸｸ ﾘﾝ
履歴（事務局コメント）	
初回提出日時	
確認依頼日	
依頼完了日	
依頼却下日	

3 依頼書のダウンロード 所定の「住宅省エネ支援事業者 登録情報等変更依頼書（担当者アカウント用）」、および併せて必要となる書類を添付してください。
交付決定を受けた交付申請の取り下げに必要な「取り下げ申請書（様式8）」のダウンロードはこちら。

▼ 添付ファイル

▼ 変更依頼添付

◀ 前を表示 | 次を表示 ▶ 0件

添付タイプ	ファイル名	登録日	備考
追加			

0件を表示 ▶ 0件

1 提出 編集 戻る

変更依頼添付

変更依頼添付 の編集

登録 キャンセル 全て開く 全て閉じる

▼ 変更依頼添付

変更依頼	000000002
添付タイプ	☒ 登録情報等変更依頼書 ☐ 印鑑証明書/商業法人登記 ☐ 通帳コピー等 ☐ その他
添付ファイル	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
備考	

登録 キャンセル

各項目の詳細

変更依頼(担当者アカウント)③

[／登録情報の変更依頼](#) | [詳細画面](#)

1 [登録][編集]ボタン

◆表示されたボタンをクリックすると、それぞれ以下の動作を行います。

ボタン	動作
提出	変更依頼内容の入力および必要に応じて添付を行い、事務局に変更依頼を提出します。 ※[提出]ボタンが表示されている間は事務局へ提出されたことにはなりません。 (提出後、ボタンは非表示になります)
編集	変更依頼の[編集]画面に遷移します。

※事務局での変更依頼対応は、対応完了までに一定のお時間を要します。

2 編集状況の表示

◆[編集]画面で入力・登録した情報を確認できます。

3 [依頼書のダウンロード]ボタン

◆変更依頼には、依頼内容により『登録情報等変更依頼書』が必要です。(押印必須)

4 変更依頼書の添付

◆[追加]ボタンをクリックすると、別画面が表示されます。
以下の項目を選択して、登録を進めます。

項目	内容
添付タイプ 《必須》	[登録情報等変更依頼書]または[その他]を選択してください。
添付ファイル 《必須》	添付するファイルを選択してください。
備考	必要に応じてご使用ください。

【補足】事務局への提出状況・変更依頼対応状況の確認方法

【登録情報の変更依頼 | 詳細画面のイメージ】

【専用ポートタル①】子育てグリーン住宅支援事業（PRE環境）

TOPに遷る | 新規申請 | 交付申請確認 | 受取依頼 (子育てグリーン)

登録情報の変更依頼

登録情報の変更依頼の詳細

[提出](#) [編集](#) [戻る](#)

- 依頼情報

依頼番号	000000000
依頼類別	【登録情報修正付】交付決定後の共同事業者の氏名の変更
変更依頼ステータス	作成中
交付申請書ID	K000000000
依頼内容	項目名：共同事業者D - 氏名（工事発注者） 変更内訳：「(仮業種) S199 S70」 (変更前) S199 S60 (変更後) S199 S60
確認フラグ（事業費）	無効
確認（依頼内容）	2025/05/30 17:31 : 項目名：共同事業者D - 氏名（工事発注者） 変更内訳：「(仮業種) S199 S70」 (変更前) S199 S60 (変更後) S199 S60
確認（事務担当コメント）	

[印刷/提出/印刷](#) **a**
[確認/印刷](#) **b**
[依頼完了日](#) **c**
[依頼終了日](#)

依頼時のダウンロード用 所定「住宅着工完了報告書、登録情報修正受領通知（届出済アカウント用）」および併せて必要となる書類（※お問い合わせ先へお問い合わせください）をダウンロードしていただき、お申し込みの際に添付することとなります。

- 添付ファイル

・登録情報受付

- 最新表示 | 次を表示 > 0件

添付タイプ	ファイル名	登録日	備考
編集			

・最新表示 | 次を表示 > 0件

[提出](#) [編集](#) [戻る](#)

a [初回提出日時]欄

■事務局へ提出する前は「空欄」

初回提出日時	
--------	--

■事務局へ提出した後は「日時」が表示

初回提出日時	2025/05/30 18:31:53
--------	---------------------

b [確認依頼日]欄

■事務局が窓リノベ事業者に対して、提出された変更依頼の内容を確認する依頼をした場合は「日付」が表示

確認依頼日	2025/05/30
-------	------------

 [依賴完了日][依賴却下日]欄

■事務局が変更依頼の対応した後は依頼完了日に「日付」が表示

依頼完了日	2025/05/30
依頼却下日	

■事務局が変更依頼を却下した場合、依頼却下日に「日付」が表示

依頼完了日	
依頼却下日	2025/05/30

※事務局での変更依頼対応は、
対応完了までに一定のお時間を要します。



子育てグリーン住宅
支援事業

第6章

参考資料

補助対象事業 **A**
注文住宅
の新築

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について

交付申請の作成日や交付決定日等の日付情報等、各申請のサマリや状況は、[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面上部に表示されます。自身が行った交付申請(予約を含む)の状況を確認する際に参照してください。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面 管理情報】

管理情報			
作成日	2025/05/30	最終更新日	2025/05/30
交付申請番号	K000000000 ※現在、この申請の予算は確保されていません。 (交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)	補助事業	注文住宅の新築
共同事業者(氏)		共同事業者(名)	
交付申請ステータス	作成中	最終ステータス遷移日	2025/05/30
交付申請提出日		交付申請額(予約を含む)	0
交付決定日		完了報告期限	
交付確定日		交付確定額	
予約提出日		予約期限	
不備訂正依頼日		不備訂正期限	※不備訂正期限の満期に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
事業者ID(統括アカウント)	000000000	法人名(屋号)	〇〇株式会社

【管理情報記載項目の詳細】

項目名	詳細	項目名	詳細
作成日	当該交付申請を作成した日 ※ [交付申請(予約を含む)の新規作成]画面から作成を開始した日	最終更新日	当該交付申請の入力等を更新し、入力完了(仮保存含む)した直近の日
交付申請番号	当該交付申請における管理上の番号 (K+数字9桁の番号)	補助事業	当該交付申請の補助事業の種別
共同事業者氏名	工事を発注した(補助金の還元を受ける)方の氏名		
交付申請ステータス	当該交付申請の現在の申請ステータス ※ 詳細は次ページ参照	最終ステータス遷移日	交付申請ステータスが更新された日
交付申請提出日	当該交付申請を提出した日 ※ 交付申請(予約を含む)の詳細画面にて、[交付申請の提出]ボタンを押した日	交付申請額(予約を含む)	当該交付申請(予約を含む)で、入力完了(仮保存含む)した時点での交付申請額
交付決定日	事務局が当該交付申請(予約を含む)の交付決定を行った日		
交付確定日	当該交付申請の交付確定日	交付確定額	当該交付申請の交付確定額
予約提出日	当該交付申請の予約を提出した日 ※ [交付申請(予約を含む) 入力]画面にて[予約の提出]ボタンを押した日	予約期限	交付申請の予約における有効期間
不備訂正依頼日	事務局が当該交付申請(予約を含む)において、不備等の訂正を求めた日	不備訂正期限	当該交付申請(予約を含む)において、不備等の訂正を行うことが可能な期限の日
登録事業者番号	統括アカウントにて登録した事業者の番号	法人名(屋号)	当該統括アカウントの法人名(屋号)

※次ページへ続く

【交付申請ステータスの詳細】（《共通》は、交付申請と交付申請の予約で共通です）

交付申請ステータス	状態	編集可否	予算確保
作成中 《共通》	利用者が、入力している状態	○	×* ¹
編集完了 《共通》	利用者が、書類を添付している状態([作成中])に戻すことができます)	○	×* ¹
審査中* ² 《共通》	事務局が審査をしている状態	×	○
審査中(要電話確認) 《共通》	事務局の審査の結果、利用者に電話確認が必要な状態	×	○
訂正依頼* ² 《共通》	事務局が、利用者に不備等の訂正を求めている状態	○	○
予約済* ²	事務局による交付申請の予約の審査が終わり、予約が確定した状態 交付申請の登録に進むことができます。	○	○
交付決定* ²	事務局による交付申請の審査が終わり、交付決定が行われた状態	×	○
受付却下* ² 《共通》	不備訂正期限までに不備の訂正に至らなかった、予約済の交付申請について利用者が 交付申請の提出に至らなかった、等により、事務局が交付申請(予約を含む)の受付を 却下した状態([作成中])に戻すことができます)	○	×
申請取下* ² 《共通》	事務局の審査の結果、申請を無効化した状態(再編集できません)	×	×
誤申請 《共通》	利用者が、交付申請を削除した状態 ([再編集]ボタンをクリックすることで、[作成中]のステータスに戻すことができます)	×	×

*¹ 交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については予算が確保されます。

*² 審査進捗のメール受信設定を「受信する」にしている場合、当該交付申請ステータスに遷移した時点で登録されているメールアドレスに通知が届きます。



子育てグリーン住宅
支援事業

第7章

変更履歴

補助対象事業 **A**
注文住宅
の新築

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2025/5/15	P25	削除	各項目の詳細 交付申請(予約を含む) 入力画面③ 13 (削除) 予⇒交 変更不可
2	2025/5/15	P25	削除	各項目の詳細 交付申請(予約を含む) 入力画面③ 14 (削除) 予⇒交 変更不可
3	2025/5/15	P25	削除	各項目の詳細 交付申請(予約を含む) 入力画面③ 15 (削除) 予⇒交 変更不可
4	2025/5/15	P25	修正	各項目の詳細 交付申請(予約を含む) 入力画面③ 16 ▶ 補助対象住宅の建築確認申請書に記載の内容を入力 (修正前) ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡未満である住宅が補助対象です。 建築確認申請書の第三面【11、ワ】に記載の内容を入力してください。 建築確認申請がない場合は、建築工事届、第三面【1、リ】に記載の内容を入力してください。 (修正後) ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡未満である住宅が補助対象です。 建築確認申請書の第三面【11、ワ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載の内容を入力してください。 建築確認申請がない場合は、建築工事届、第三面【1、リ】に記載の内容を入力してください。
5	2025/5/15	P25	修正	各項目の詳細 交付申請(予約を含む) 入力画面③ 16 ▶ 補助対象住宅の建築確認申請書に記載の内容を入力 (修正前) ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡未満である住宅が補助対象です。 建築確認申請書の第三面【11、ワ】に記載の内容を入力してください。 建築確認申請がない場合は、建築工事届、第三面【1、リ】に記載の内容を入力してください。 (修正後) ◆[住戸の床面積]は50㎡以上、240㎡未満である住宅が補助対象です。 建築確認申請書の第三面【11、ワ】(旧書式の場合、【11、ル】)に記載の内容を入力してください。 建築確認申請がない場合は、建築工事届、第三面【1、リ】に記載の内容を入力してください。
6	2025/5/23	P20 P22 P24 P26 P28 P30 P32	削除	! 交付申請の予約における注意 (削除) ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。 ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
7	2025/5/23	P35	修正	! 交付申請の予約における注意 (修正前) ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれるため、未提出の書類のみ提出します。 一方、予約時に提出した書類を変更することはできません。ご注意ください。 ※変更できない項目について、予約時に誤って登録してしまった場合、当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成する必要があります。 (修正後) ◆予約後の交付申請は、予約時に 提出した書類 が引き継がれるため、未提出の書類のみ提出します。 一方、予約時に提出した書類を変更することはできません。ご注意ください。 ※変更できない項目について、予約時に誤って登録してしまった場合、当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成する必要があります。

[illegible]